

北名古屋市障害者計画
第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画



令和6年3月
北名古屋市

はじめに

北名古屋市では、「共生する地域社会の実現」を基本理念に、「北名古屋市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、障害者施策の推進を図ってまいりました。

そして、この基本理念の実現に向け「障害者が日常生活で活躍できる支援」を重点プロジェクトの一つとして定め、障害者やその家族の最初の相談窓口となるべく「基幹相談支援センター」を開設し、相談者に必要な支援等の情報提供や助言を行う体制を整備いたしました。また、障害者の重度化・高齢化を見据え、障害者の生活を地域全体で支える体制整備を行う「地域生活支援拠点」を設置し、安心して地域で生活できる環境を整えてまいりました。



令和6年度から始まる「北名古屋市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」では、前計画の基本理念を継承しつつ国の計画である「第5次障害者基本計画」の考え方を踏まえ策定いたしました。

特に、本計画では「権利擁護の推進、虐待の防止」、「障害を理由とする差別の解消の推進」、「防災、防犯、交通安全対策等の推進」を重点施策として、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去する施策を推進し、基本理念である「共生する地域社会の実現」を目指して取り組んでまいりますので、市民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びになりますが、この計画の策定にあたりまして、熱心にご審議を重ねていただきました北名古屋市障害者計画等策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査並びにパブリックコメントにおいてご意見をいただきました関係各位に厚くお礼を申し上げます。

令和6年3月

北名古屋市長 太 田 考 則

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	関連法等にかかる年表	3
5	計画の策定体制	5

第2章 北名古屋市の障害者を取り巻く現状

1	人口ピラミッド	6
2	高齢化率の推移	7
3	身体障害者の状況	8
4	知的障害者の状況	9
5	精神障害者の状況	10
6	難病患者の状況	11
7	障害者の雇用状況	11
8	アンケート結果にみる障害者のニーズ	12
9	ヒアリング調査	27

第3章 計画の基本理念

1	基本理念	39
2	計画の体系	40

第4章 施策の展開

1	地域における支え合いを通じた「すべてのひとにやさしいまちづくり」の推進	42
2	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	50
3	保健・医療の推進	54
4	教育の振興	57
5	雇用・就業、経済的自立の支援	62
6	自立した生活の支援、安全・安心な生活環境の整備	65
7	スポーツ・文化・生涯学習活動の振興	70

第5章 障害福祉サービス等の見込み量等

1	成果目標	72
2	障害福祉サービス等の見込み量	78

第6章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携	91
2 計画の進捗管理	91

資料編

1 計画の策定経過	92
2 北名古屋市障害者計画等策定委員会	93
3 用語解説	96

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

我が国の障害者福祉に関する施策は、平成18年の「障害者自立支援法」の施行により、利用者本位のサービス体系へと大きく変わり、さらに、平成25年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法*」という。）の施行により、障害者の定義に難病*等の追加や重度訪問介護の対象者の拡大など、障害の特性に応じた適切な支援を行うことができるよう、現状に即したサービス体系の構築や法律の整備が行われてきました。

平成23年の「障害者基本法」の改正では、「障害者権利条約」が採用する「社会モデル」の考え方や「合理的配慮*」の概念が新たに取り入れられました。さらに、平成28年4月には「障害者差別解消法*」が施行されています。

これらの法律により、障害者の自立及び社会参加の支援だけではなく、障害者自身の権利、尊厳の保障義務や、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等が求められています。

平成30年には、政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画（第4次）」が閣議決定されました。「障害者基本計画（第4次）」は、我が国が障害者権利条約を批准した後に初めて策定される障害者基本計画として、障害者権利条約との整合性確保に留意しつつ、各分野に共通する横断的視点として、「条約の理念の尊重及び整合性の確保」、「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」、「障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」及び「P D C Aサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進」の6点が掲げられるとともに、11の施策分野ごとに基本的な考え方や具体的な取り組みが示されており、それぞれの施策分野で取り組みが進められてきました。

「障害者基本計画（第4次）」が令和4年度をもって満了となったことから、令和3年の障害者差別解消法の改正を踏まえるとともに、令和4年5月に制定された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を受け、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、同法の規定の趣旨を踏まえ令和5年度を初年度とする「障害者基本計画（第5次）」が新たに策定されました。

本市においては、「北名古屋市障害者計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画」の計画期間が令和5年をもって終了することから、「障害者基本計画（第5次）」の基本的な視点をふまえて本市における障害者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障害者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として「北名古屋市障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画」を策定します。

について：用語解説（96ページ）に記載のある用語について、計画本文中で初めて記されている部分に「」表記をしています。

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（障害者計画）と、障害者総合支援法第88条に定める「障害福祉計画」及び、児童福祉法の改正に伴い、同法第33条の20で策定が義務づけられた「障害児福祉計画」を一体として策定するものです。

図表 1 計画の位置づけ

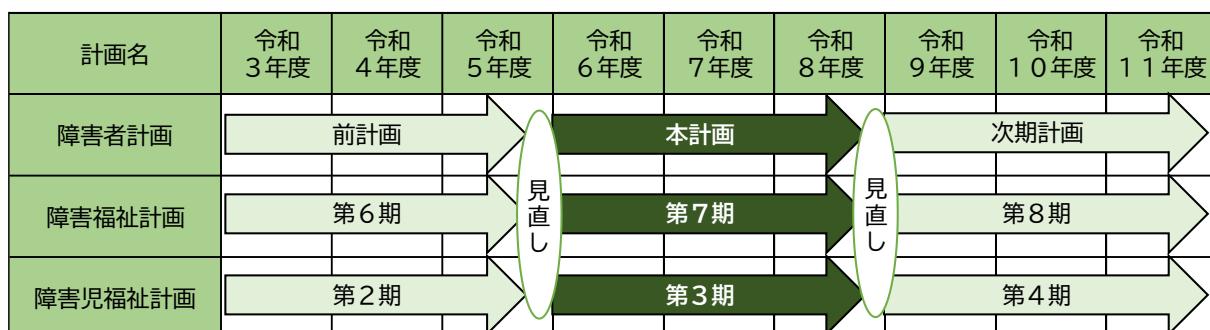
計画名称	根拠法	計画の性格
障害者計画	障害者基本法第11条第3項	障害者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定めた計画
障害福祉計画 障害児福祉計画	障害者総合支援法第88条第1項、 児童福祉法第33条の20第1項	「障害福祉サービス」、「雇用・就業」、「障害児通所支援等の提供体制その他障害児通所支援等障害福祉サービス」等の円滑な実施について定めた計画

本計画の策定にあたっては、国の定める策定指針を踏まえ、「障害者基本計画（第5次）」や「あいち障害者福祉プラン」との整合を図るとともに、本市における最上位計画である「北名古屋市総合計画」や福祉分野の上位計画である「北名古屋市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、その他「北名古屋市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」「北名古屋市子ども・子育て支援事業計画」などの市の各種関連計画との整合を図ります。

3 計画の期間

本計画の期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

図表 2 計画の期間



4 関連法等にかかる年表

年	国の主な流れ	主な内容
昭和 45 年	心身障害者対策基本法 公布	心身障害者対策に関する国等の責務を明記し、心身障害者の福祉に関する施策の基本事項を設定。
昭和 62 年	精神保健法 公布	精神障害者の人権擁護、精神障害者の社会復帰の促進を謳う。 社会復帰施設の規定を設定。
平成 5 年	障害者基本法 改正	心身障害者対策基本法から法律の題名を改定。 障害範囲の明確化（身体・知的・精神）。 市町村計画を努力目標として位置づけ。
平成 16 年	障害者基本法 改正	差別禁止の理念の明示。 都道府県及び市区町村における障害者計画策定の義務化。
平成 18 年	障害者自立支援法 施行	障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行。利用者負担が応益負担へ変更。
平成 19 年	障害者の権利に関する条約* (障害者権利条約) 署名	障害者権利条約の批准に向けた取組が開始。
平成 20 年	障害者雇用促進法 改正	中小企業における障害者雇用の促進施策を規定。 短時間労働に対応した雇用率制度の見直しを実施。
平成 23 年	障害者基本法 改正	目的規定や基本的施策に関する内容の見直し。 社会モデルの考え方を踏まえ障害の定義が見直され、発達障害*、難病が追加。合理的配慮の概念が導入された。
平成 24 年	障害者自立支援法 施行	利用者負担の見直し、障害のある人の範囲の見直し、相談支援の充実、障害のある子どもへの支援の強化。
	障害者虐待防止法 施行	障害のある人に対する虐待の禁止、国等の責務の規定。
平成 25 年	障害者総合支援法 施行（一部、平成 26 年に施行）	難病等が追加され、障害のある人の範囲の拡大、障害のある人への障害福祉サービス等の支援の拡大等を規定。
	障害者雇用促進法 一部改正	雇用分野における障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務等について規定。
	障害者優先調達推進法* 施行	国や地方公共団体、独立行政法人等が物品やサービスを調達する際、障害のある人の就労施設等から優先的・積極的に調達することを規定。
平成 26 年	障害者権利条約 批准	障害のある人の権利確保、尊厳の尊重の実現に向け国際協力を一層推進。
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 施行（一部、平成 28 年に施行）	精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定、保護者制度の廃止等について規定。

年	国の主な流れ	主な内容
平成27年	難病の患者に対する医療等に関する法律 施行	難病患者に対する医療等の推進の基本方針の策定、公平・安定的な医療費助成制度の確立、調査研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置について規定。
平成28年	障害者差別解消法 施行	不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等を規定。
	障害者総合支援法 改正	サービスの質の確保・向上に向けた環境整備の取組について規定。
	児童福祉法 改正	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設。 障害児福祉計画の策定について規定。
平成30年	障害者総合支援法 改正	自立生活援助、就労定着支援の新設。
	社会福祉法 一部改正	地域福祉推進の理念を規定。 理念を実現するために市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定。 市町村地域福祉計画策定の努力義務化、地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置づけ。
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法） 施行	障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本理念、基本的施策を規定。
令和元年	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法） 施行	視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するための基本理念、基本的施策を規定。
令和2年	障害者雇用促進法 改正	障害者の活躍の場の拡大、雇用状況の的確な把握、国及び地方公共団体の障害者活躍推進計画の作成・公表などについて規定。
	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律 施行	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るための国等の責務、基本方針の策定、電話リレーサービスに関する交付金制度の創設等について規定。
令和3年	社会福祉法 一部改正	「重層的支援体制整備事業」の創設。 社会福祉連携推進法人制度の創設。
	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法） 施行	日常生活及び社会生活を営むために恒常に医療的ケアを受けることが不可欠である児童に対し、国、地方公共団体、保育所、学校の責務、支援措置について規定。
令和4年	障害者情報アクセシビリティ*・コミュニケーション施策推進法 施行	障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進のための基本理念、基本的施策について規定。
令和5年	障害者雇用促進法 改正	雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化。

5 計画の策定体制

(1) 各種調査の実施

本計画の策定に先立ち、障害者の日常生活の状況や障害者福祉施策に関するニーズ等を把握し、計画見直しの基礎資料とするために、「北名古屋市障害者計画・障害（児）福祉計画策定に係るアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

図表 3 調査の概要

対象者	北名古屋市在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者等から調査対象者を無作為に抽出した1,000人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和5年7月1日～令和5年7月21日 ※ただし、令和5年7月31日までに返送された調査票を集計しています。
回収結果	配布数：1,000件 有効回収数：512件（有効回収率：51.2%）

(2) 障害者計画等策定委員会による審議

本計画の策定にあたり、計画内容を審議するために「計画策定委員会」は、関係団体の代表、学識経験者等16名で構成され、様々な見地から審議等を行っていただきました。

(3) 関係団体ヒアリング調査

令和5年8月に、障害のある人やその家族の団体及び障害のある人たちの支援団体に對しヒアリング調査を実施し、障害福祉に対する意見を聴取しました。

(4) パブリックコメントの実施

計画策定にあたって広く市民からの意見を募るため、障害者福祉計画等素案を公表し、市民からの意見募集を行う「パブリックコメント」を実施しました。

(5) 関係機関との連携・協議

本計画の策定にあたっては、府内関係部署及び関係機関と連携・協議をし作成しました。

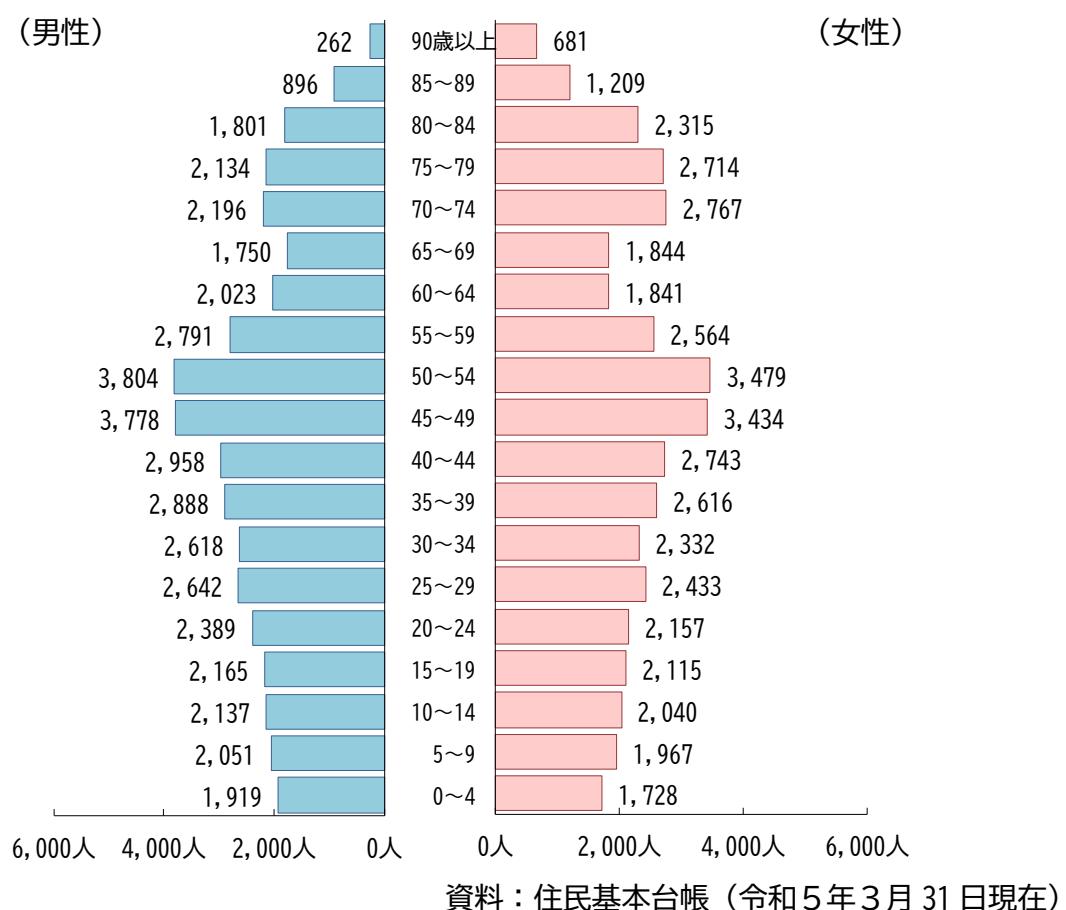
第2章 北名古屋市の障害者を取り巻く現状

1 人口ピラミッド

本市の総人口は令和5年3月31日現在で86,181人であり、そのうち65歳以上の高齢者が20,569人、高齢化率は23.9%となっています。

年齢階層別にみると、男女とも50～54歳の人口が、その他の年齢階層と比較して多くなっています。また、高齢化率は男性（20.9%）よりも女性（26.8%）の方が高くなっています。

図表 4 人口ピラミッド



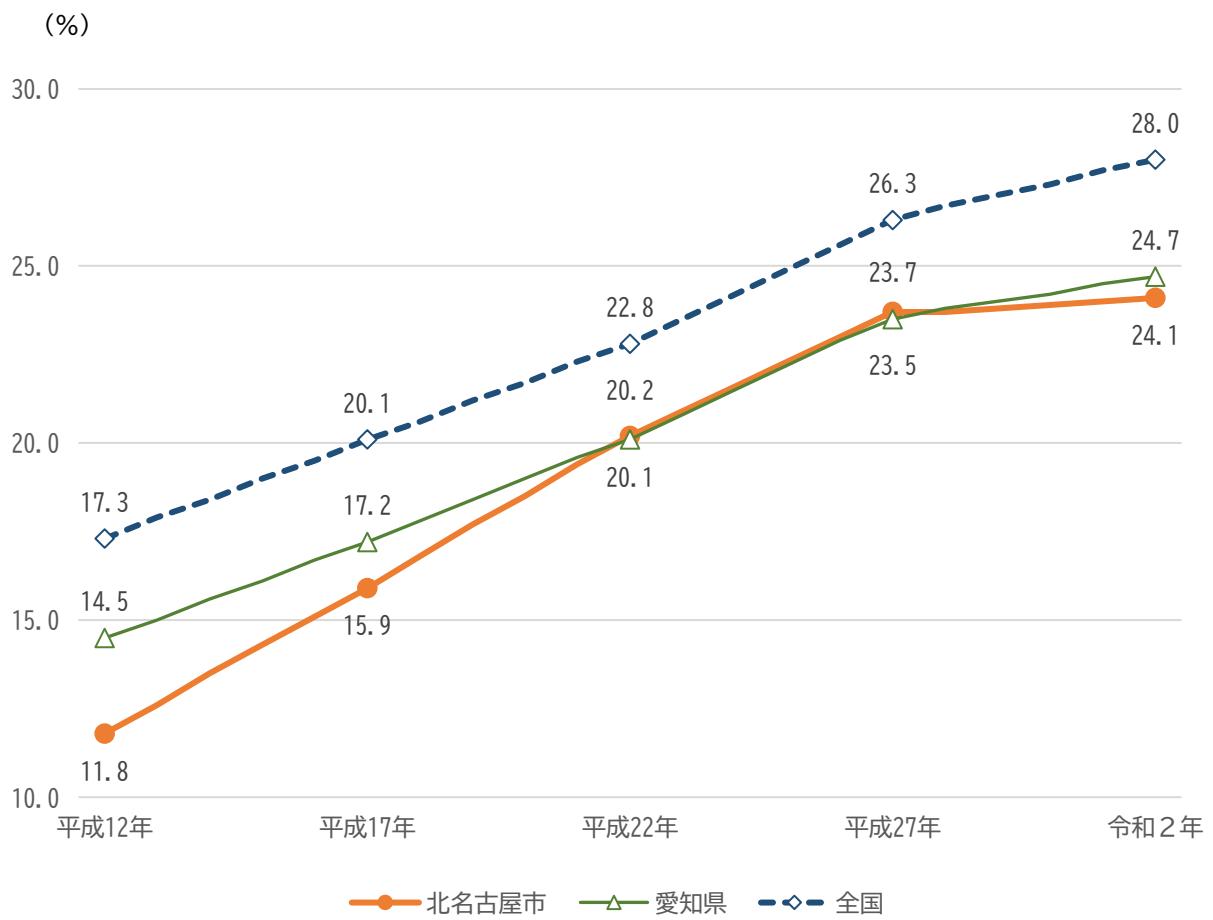
資料：住民基本台帳（令和5年3月31日現在）

2 高齢化率の推移

本市の高齢化率は、国より大きく下回り推移しており、令和2年においては県の高齢化率よりも下回っています。

令和2年においての北名古屋市の高齢化率は24.1%となっており、全国(28.0%)と比較して3.9ポイント、県(24.7%)と比較して0.6ポイント低い状況です。

図表5 高齢化率の推移



資料：国勢調査

3 身体障害者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

本市の身体障害者手帳所持者の種別について、視覚障害を有する人は 136 人、聴覚・平衡機能障害を有する人は 148 人、音声・言語障害を持っている方は 30 人、肢体不自由障害を有する人は 1,078 人、内部障害を持っている方は 903 人となっています。

図表 6 身体障害者手帳所持者の状況

(単位:人)

障害種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	18歳未満	1	0	0	0	0	1	2
	18～64歳	13	17	4	5	7	0	46
	65歳以上	34	32	3	6	10	3	88
	合計	48	49	7	11	17	4	136
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	0	1	0	1	0	2	4
	18～64歳	2	19	5	3	1	12	42
	65歳以上	4	22	14	13	0	49	102
	合計	6	42	19	17	1	63	148
音声・言語障害	18歳未満	0	0	0	0	/ /		0
	18～64歳	1	0	2	5	/ /		8
	65歳以上	1	1	18	2	/ /		22
	合計	2	1	20	7	/ /		30
肢体不自由	18歳未満	14	9	6	1	1	0	31
	18～64歳	69	73	71	55	39	14	321
	65歳以上	108	118	187	218	68	27	726
	合計	191	200	264	274	108	41	1,078
内部障害	18歳未満	7	0	3	3	/ /		13
	18～64歳	115	7	46	55	/ /		223
	65歳以上	287	10	185	185	/ /		667
	合計	409	17	234	243	/ /		903
合計	18歳未満	22	10	9	5	1	3	50
	18～64歳	200	116	128	123	47	26	640
	65歳以上	434	183	407	424	78	79	1,605
	合計	656	309	544	552	126	108	2,295

資料：北名古屋市社会福祉課（令和5年3月31日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者全体の推移をみると、減少傾向にありますが令和4年度は前年度より微増しています。

図表 7 身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	628	644	652	642	645	656
2級	347	343	340	315	307	309
3級	540	535	541	543	539	544
4級	580	572	557	554	548	552
5級	144	131	131	125	123	126
6級	104	104	108	108	114	108
合計	2,343	2,329	2,329	2,287	2,276	2,295

資料：北名古屋市社会福祉課（各年度3月31日現在）

4 知的障害者の状況

(1) 療育手帳所持者の推移

療育手帳所持者数は、増加傾向にあり、令和4年度で603人となっています。

特に18~64歳で平成29年度の345人から令和4年度の405人と、60人増加しています。

図表 8 療育手帳所持者の推移

(単位:人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	170	166	155	157	180	175
18~64歳	345	343	358	378	417	405
65歳以上	13	16	22	23	24	23
合計	528	525	535	558	621	603
総人口	85,584	86,001	86,113	86,181	85,935	86,181
総人口に占める割合(%)	0.62	0.61	0.62	0.65	0.72	0.70

資料：北名古屋市社会福祉課（各年度3月31日現在）

(2) 療育手帳所持者数の推移（判定別）

判定別で見ると、B判定は横ばい傾向にあるものの、他の判定区分は増加傾向にあり、特にA判定が平成29年度から令和4年度にかけて38人増加しています。

図表 9 療育手帳所持者の推移（判定別）

（単位：人）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A判定	202	209	213	220	235	240
B判定	143	134	145	149	147	147
C判定	183	182	177	189	239	216
合計	528	525	535	558	621	603

資料：北名古屋市社会福祉課（各年度3月31日現在）

5 精神障害者の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、平成29年度以降令和3年度まで増加しており、令和4年度時点で812人となっています。

また区分別でみると、特に2級が平成29年度から令和4年度にかけて168人増加しています。

図表 10 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

（単位：人）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	66	64	81	97	102	94
2級	364	392	408	496	526	532
3級	138	146	155	200	205	186
合計	568	602	644	793	833	812
総人口	85,584	86,001	86,113	86,181	85,935	86,181
総人口に占める割合(%)	0.66	0.70	0.75	0.92	0.97	0.94

資料：北名古屋市社会福祉課（各年度3月31日現在）

（2）自立支援医療*（精神）利用者数の推移

自立支援医療（精神）利用者数の推移を見ると、平成30年度以降令和3年度まで増加しており、令和5年時点で1,803人となっています。

図表 11 自立支援医療（精神）利用者数の推移

（単位：人）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	1,283	1,378	1,499	1,693	1,664	1,803

資料：北名古屋市社会福祉課（各年度3月31日現在）

6 難病患者の状況

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移を見ると、増加傾向で推移しており、令和4年度末時点で555人となっています。

図表 12 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移

（単位：人）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	428	456	487	555	540	555

資料：清須保健所（各年度3月31日現在）

7 障害者の雇用状況

北名古屋市役所の障害者雇用状況は、法定雇用率に達しています。

図表 13 北名古屋市役所の障害者雇用状況

（単位：人）

	職員数	対象職員数	障害者数	障害者雇用率	法定雇用率
対象者数	838	744	20	2.7%	2.6%

資料：北名古屋市人事秘書課（令和5年6月1日現在）

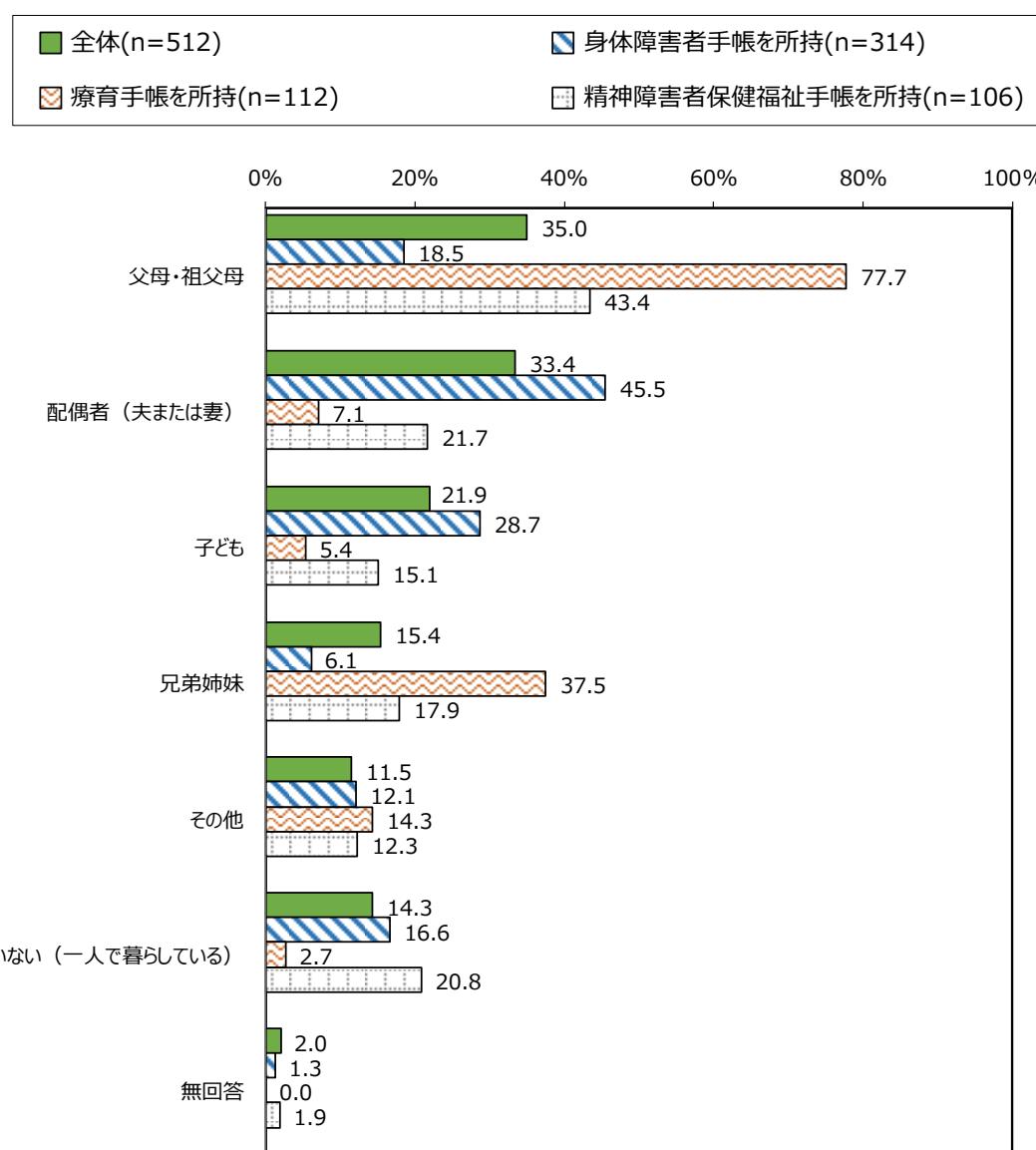
8 アンケート結果にみる障害者のニーズ

本計画の策定にあたり、障害者手帳所持者等を対象として、生活の実態や施策に対する要望、サービスの利用意向を把握するため、アンケート調査を実施しました。調査の結果概要は、次のとおりです。なお、集計は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表記しているため、回答比率の合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答可の質問では、回答者数(n)に対する回答比率のため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。複数の手帳を所持している場合があるため、各種手帳の合計が全体と合わないことがあります。

(1) 住まいや暮らしの状況

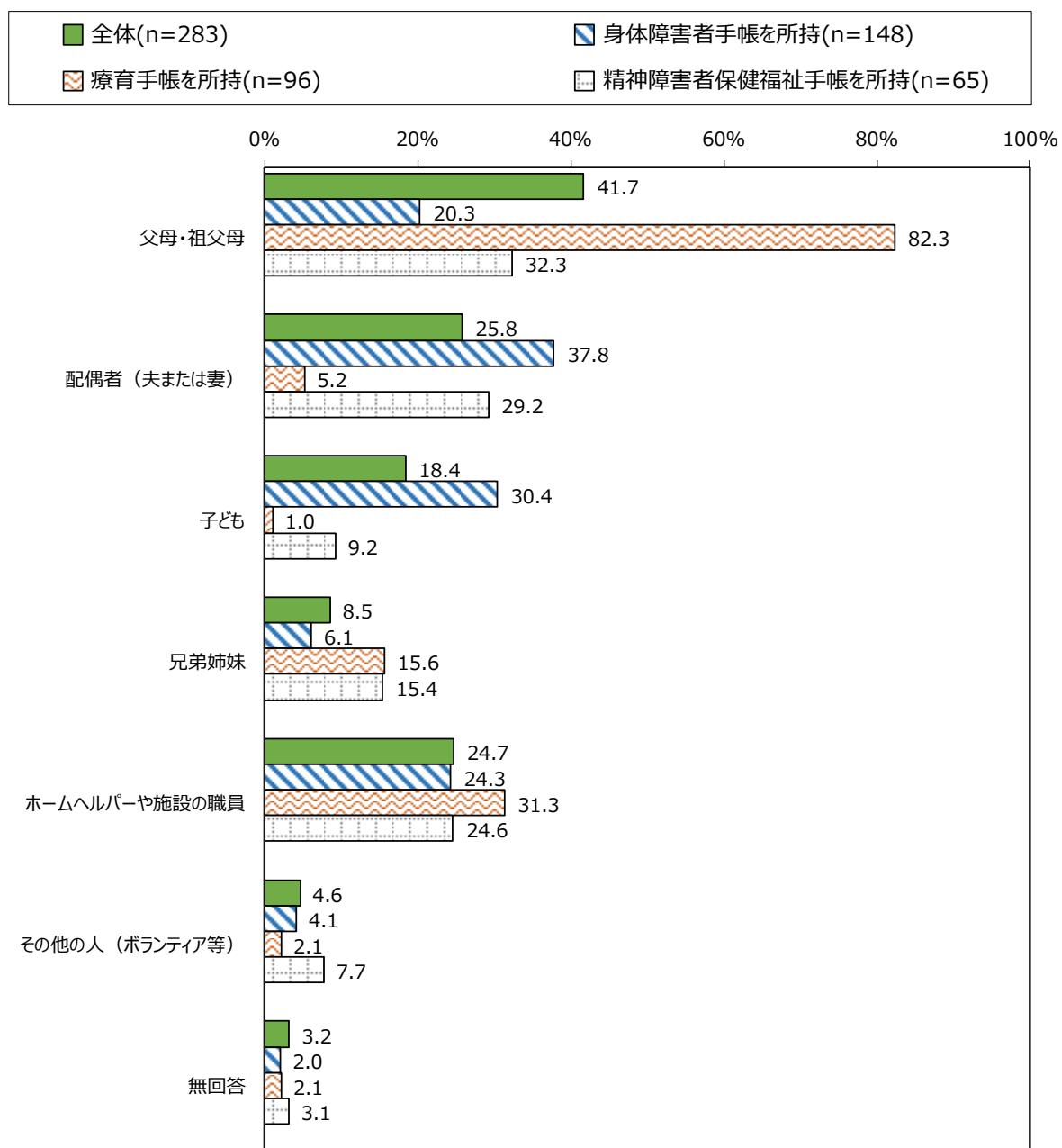
○家族との同居の状況について、身体障害者手帳所持者は「配偶者」、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は「父母・祖父母」が最も高くなっています。

家族との同居の状況（複数回答）



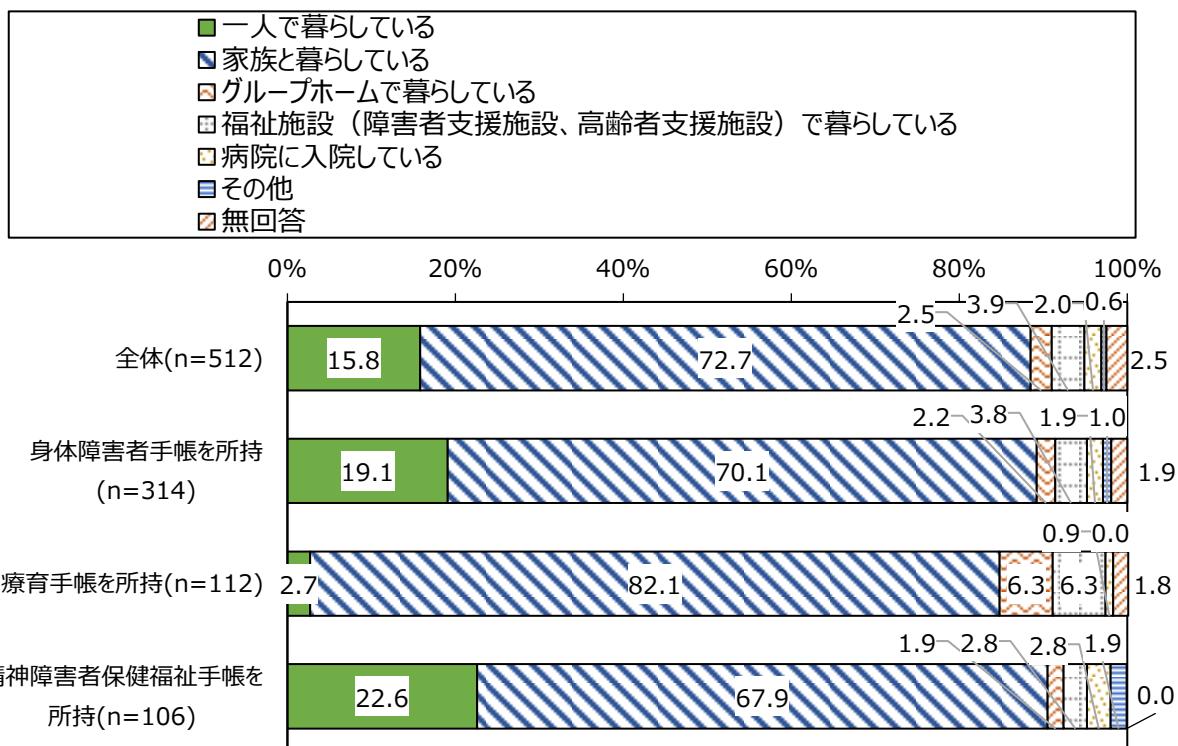
○主な介助者について、身体障害者手帳所持者は「配偶者」、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は「父母・祖父母」が最も高くなっています。

主な介助者について（複数回答）



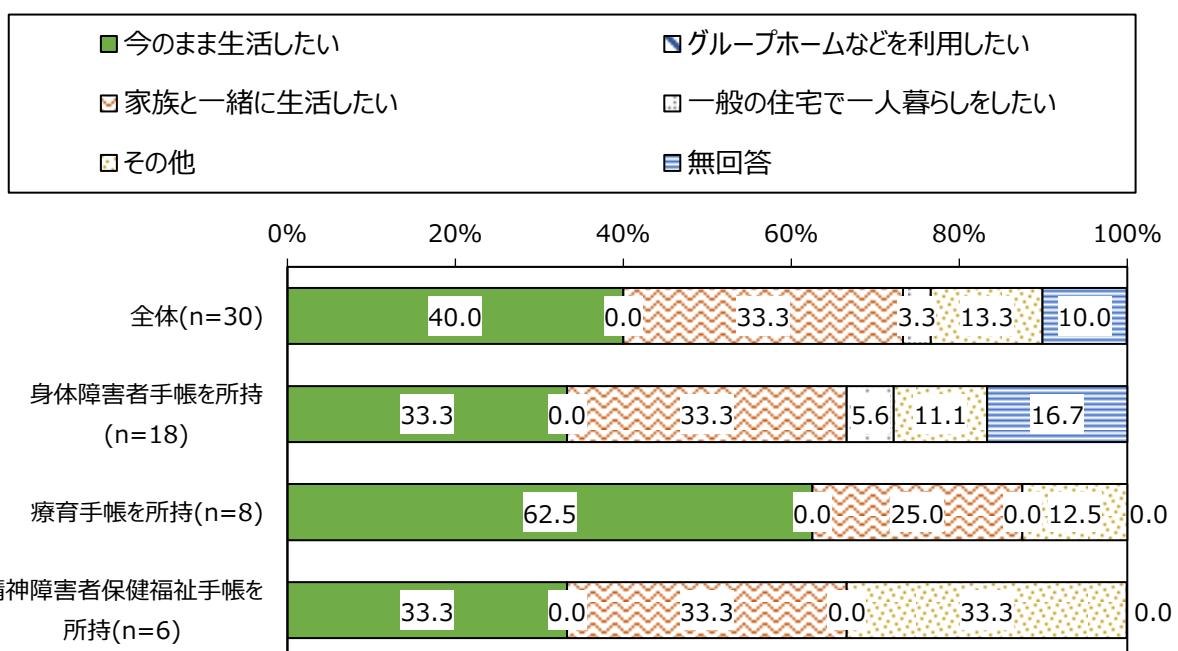
○暮らしている場所について、いずれの障害種別でも「家族と暮らしている」が最も高くなっています。

現在の住まい



○将来希望する住まいについては、全体では「今まま生活したい」が最も高くなっています。（すでにグループホーム等で暮らしている方は、「今まま生活したい」に含まれます。）

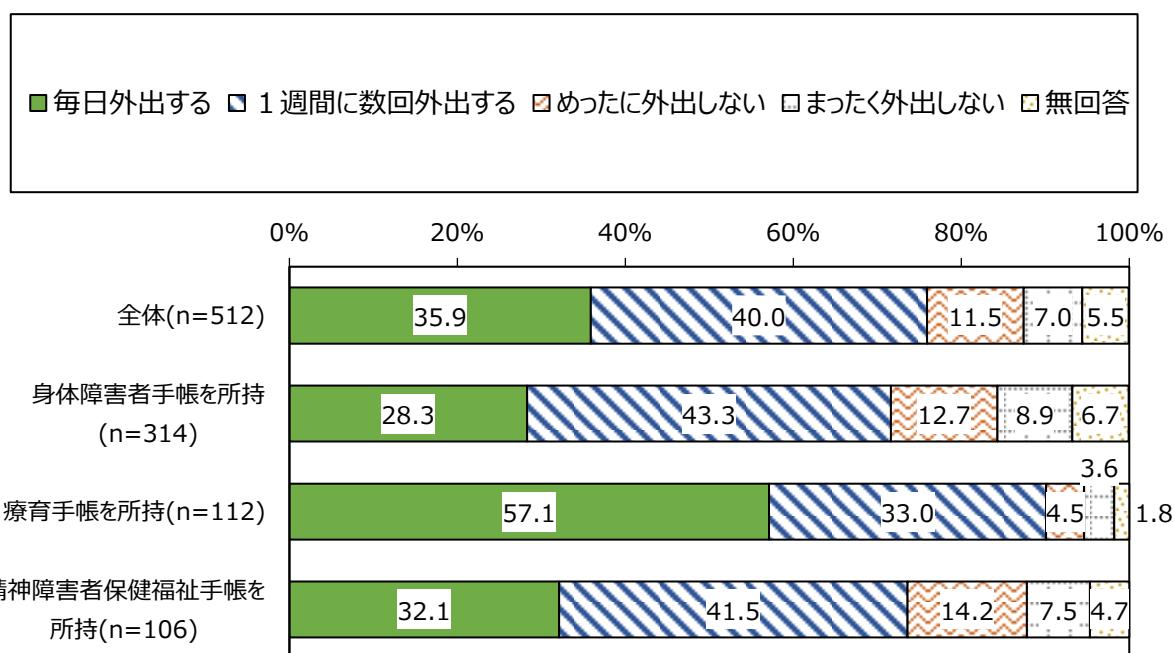
将来希望する住まい



(2) 日中活動や就労について

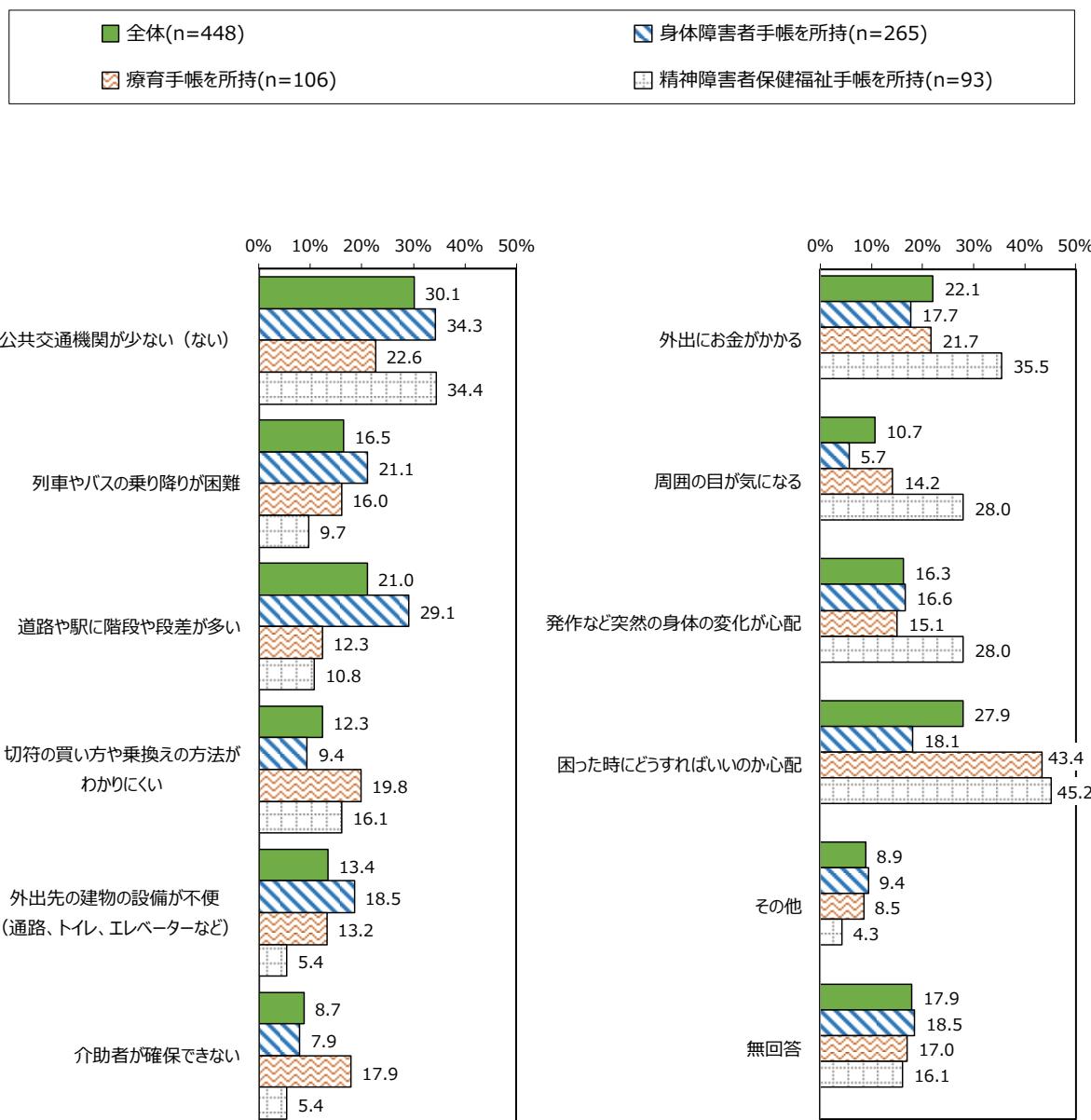
○身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は「1週間に数回外出する」、療育手帳所持者は「毎日外出する」が最も高くなっています。

外出頻度について



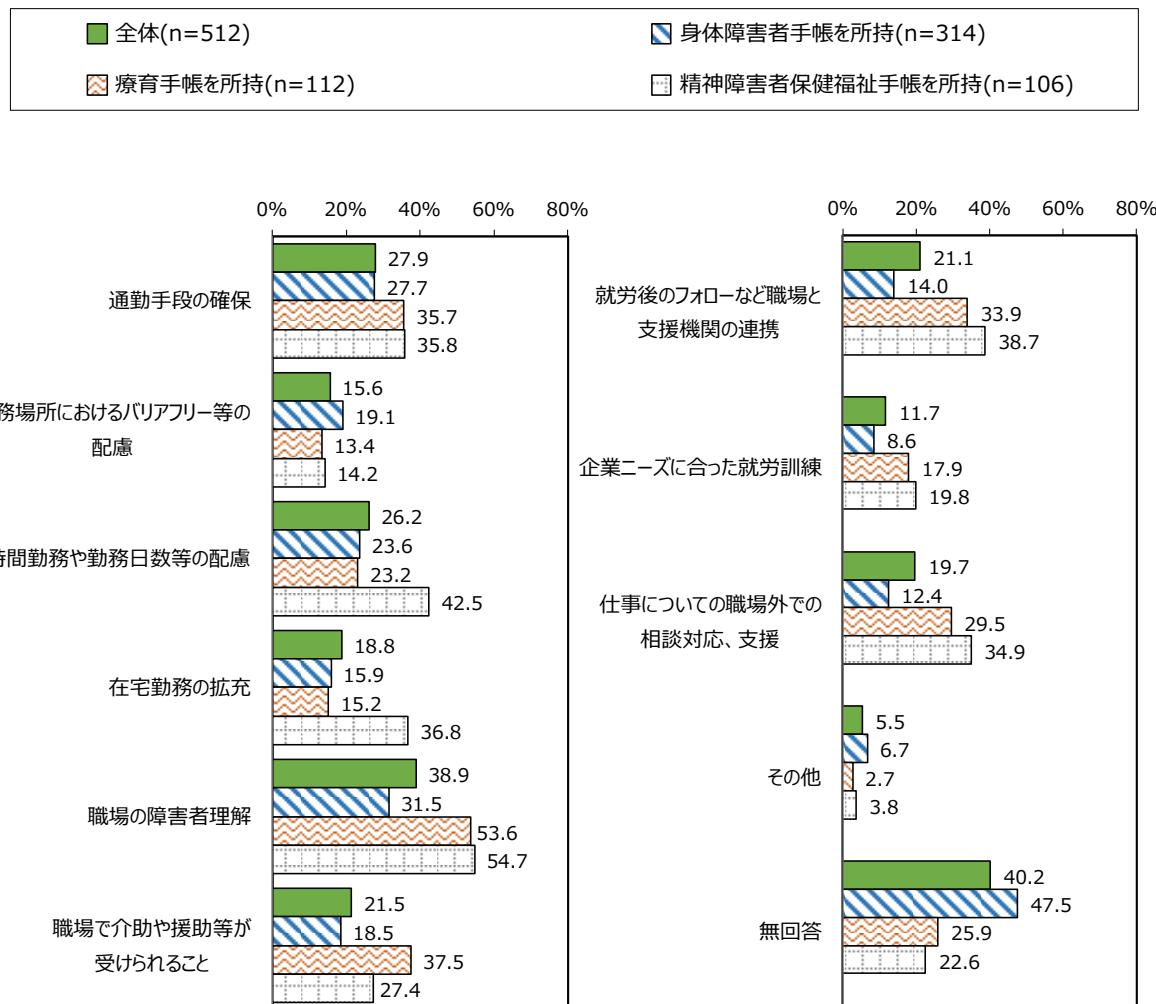
○身体障害者手帳所持者は「公共交通機関が少ない（ない）」、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は「困った時にどうすればいいのか心配」が最も高くなっています。

外出時の困りごと（複数回答）



○障害者の就労支援*として必要なことについて尋ねると、どの障害区分でも「職場の障害者理解」が最も高くなっています。

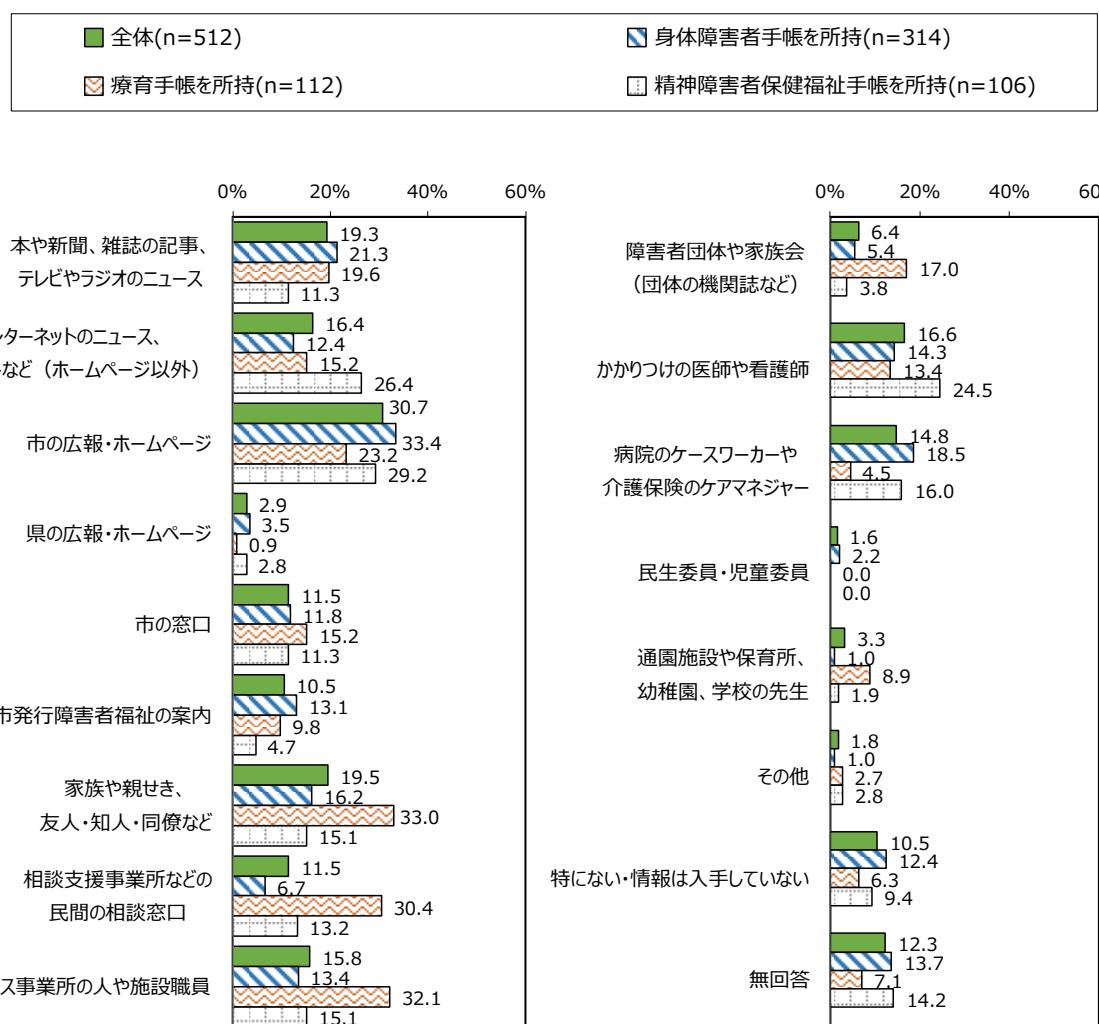
障害者の就労支援として必要なこと（複数回答）



(3) 情報アクセシビリティについて

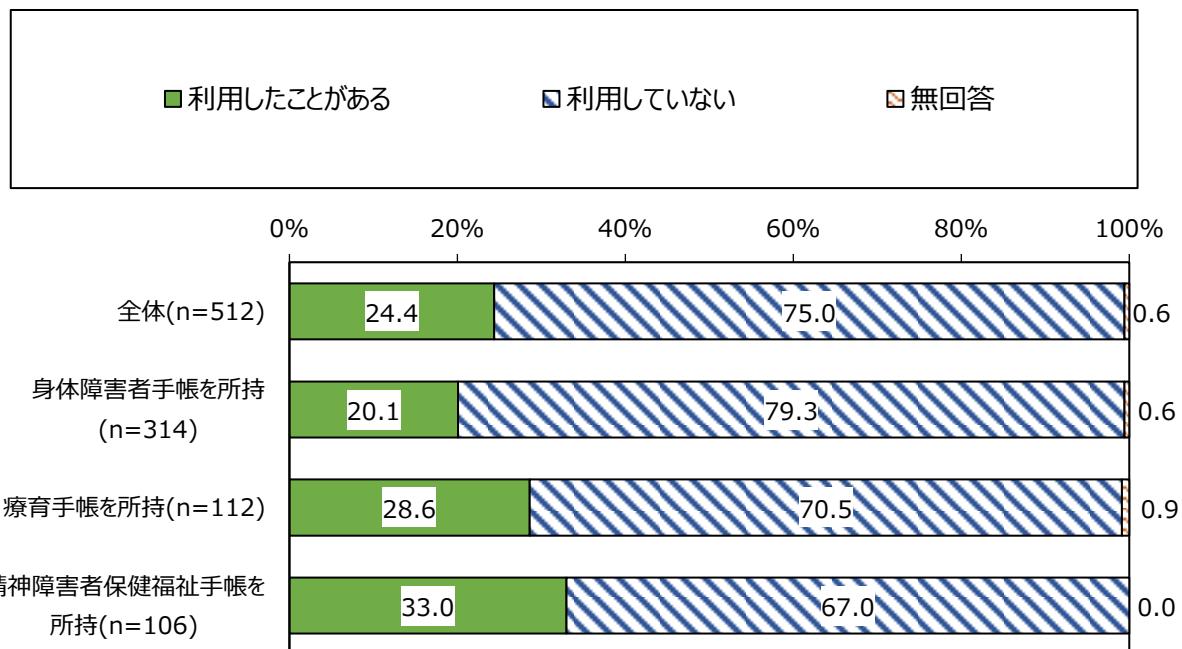
○情報の入手手段について、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は「市の広報・ホームページ」、療育手帳所持者は「家族や親せき、友人・知人・同僚など」が最も高くなっています。

情報の入手手段（複数回答）



○市や基幹相談支援センター*等の相談窓口を「利用したことがある」と回答された割合は、身体障害者手帳所持者が20.1%、療育手帳所持者は28.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者は33.0%となっています。

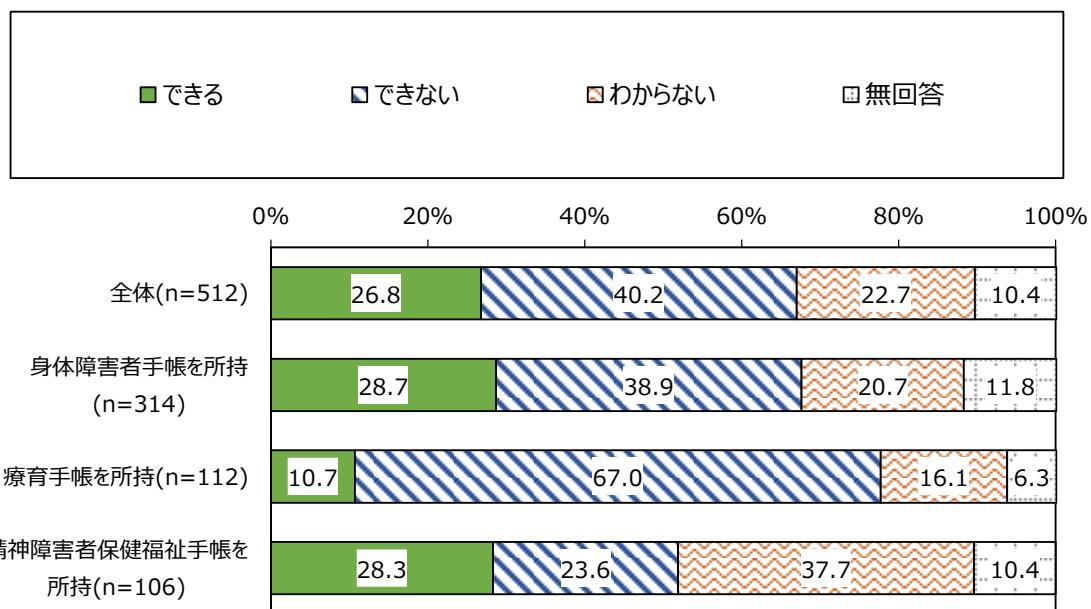
相談窓口の利用



(4) 災害時の避難等について

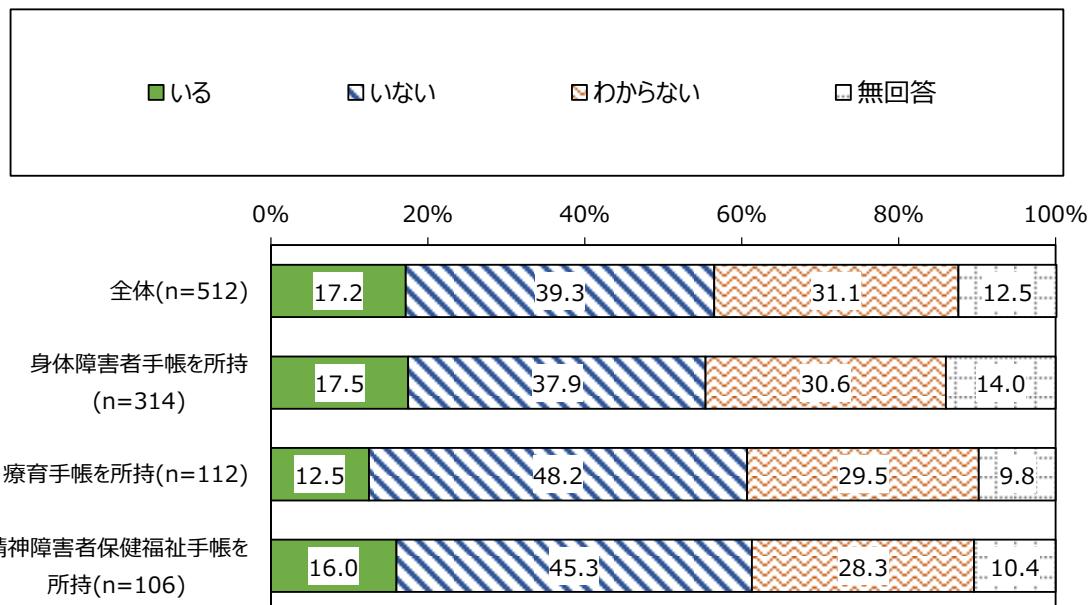
○一人で避難できると回答された割合は、身体障害者手帳所持者は 28.7%、療育手帳所持者は 10.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者は 28.3%となっています。

災害時に一人で避難できるか



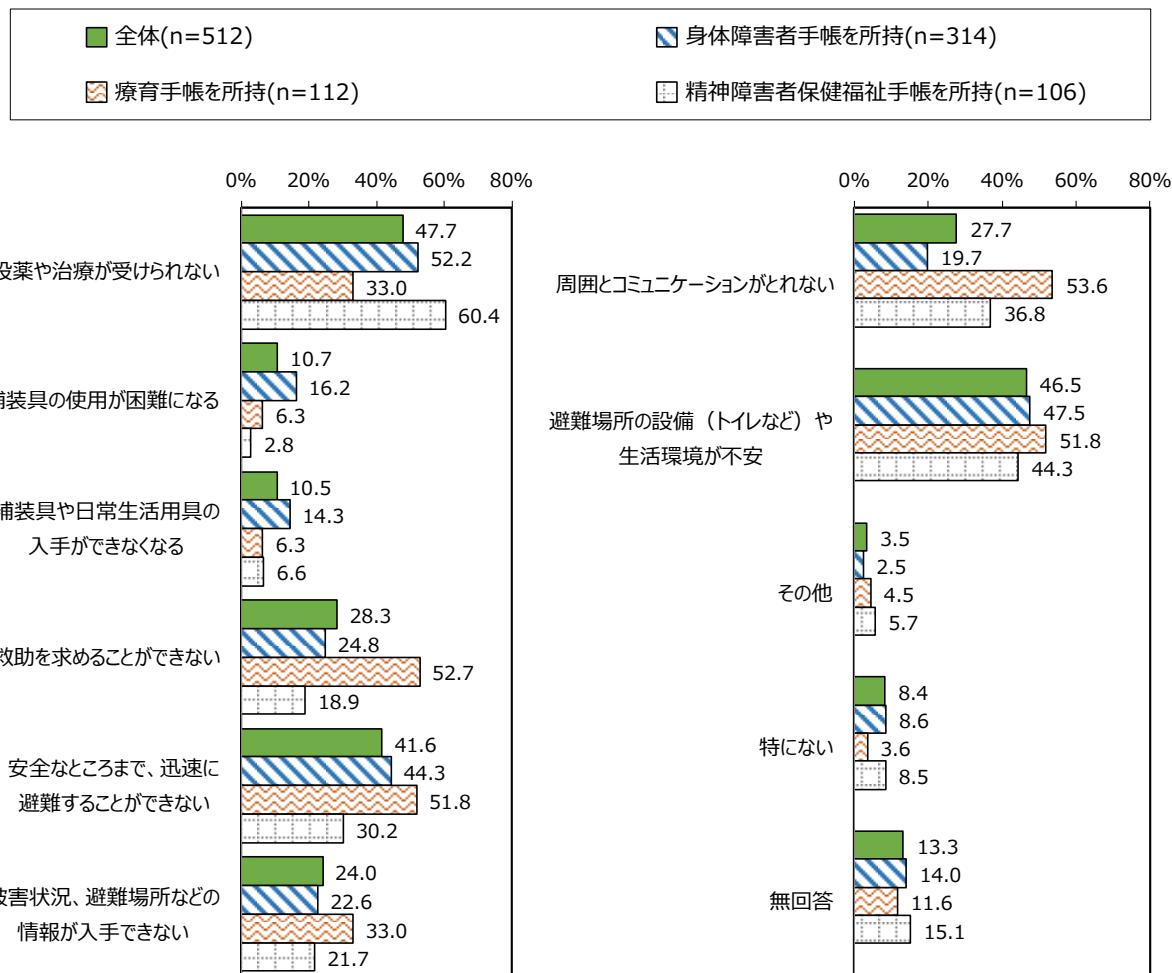
○家族不在時や一人暮らしの場合、災害時に助けてくれる人が近所にいると回答された割合は、身体障害者手帳所持者は 17.5%、療育手帳所持者は 12.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者は 16.0%となっています。

家族不在時や一人暮らしの場合に助けてくれる近所の人の有無



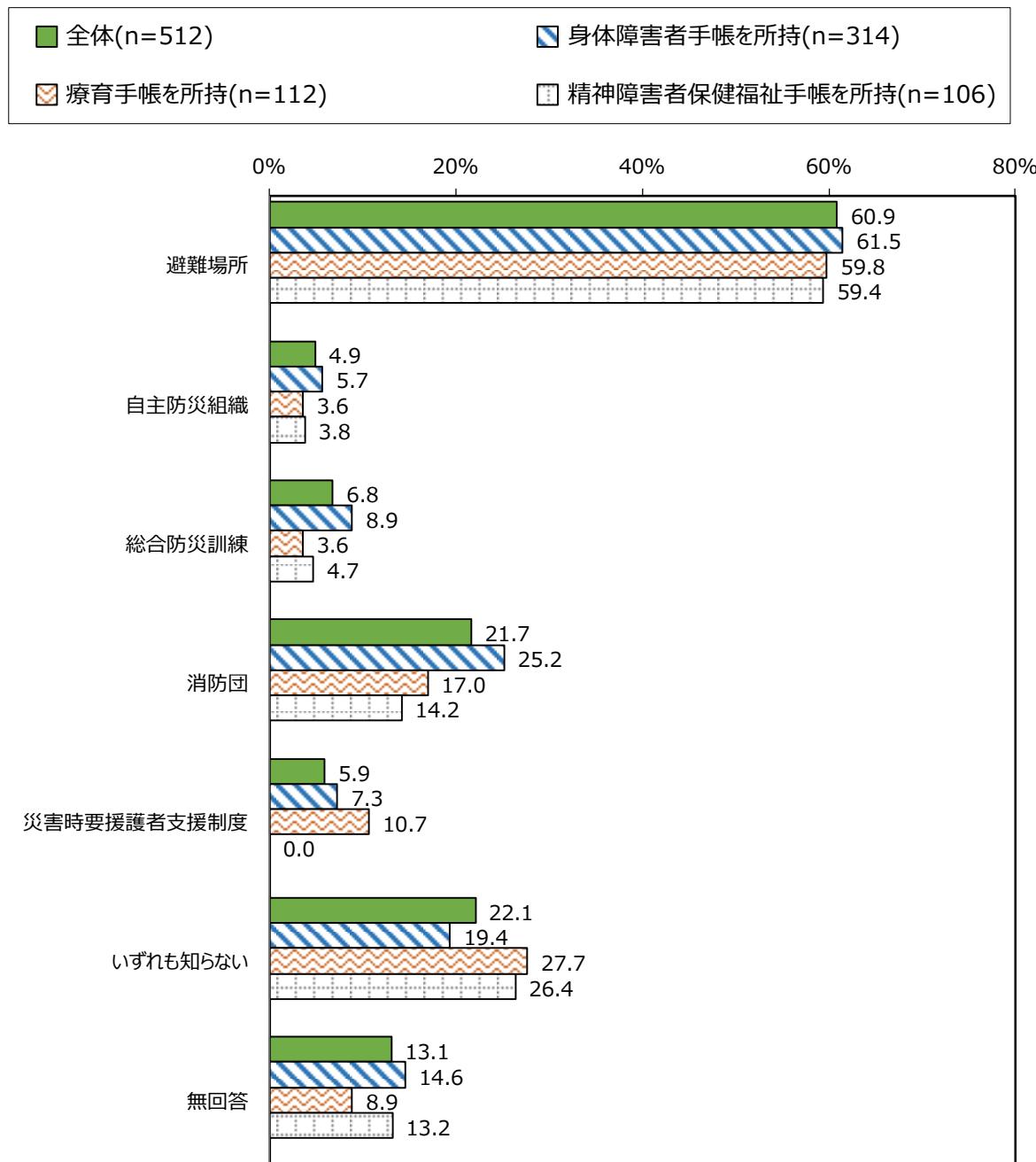
○身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は「投薬や治療が受けられない」、療育手帳所持者は「周囲とコミュニケーションがとれない」が最も高くなっています。

火事や地震等の災害時に困ること（複数回答）



○災害時に備えた組織、活動、制度の認知度について、いずれの障害区分でも「避難場所」が最も高くなっています。

災害時に備えた組織、活動、制度の認知度（複数回答）

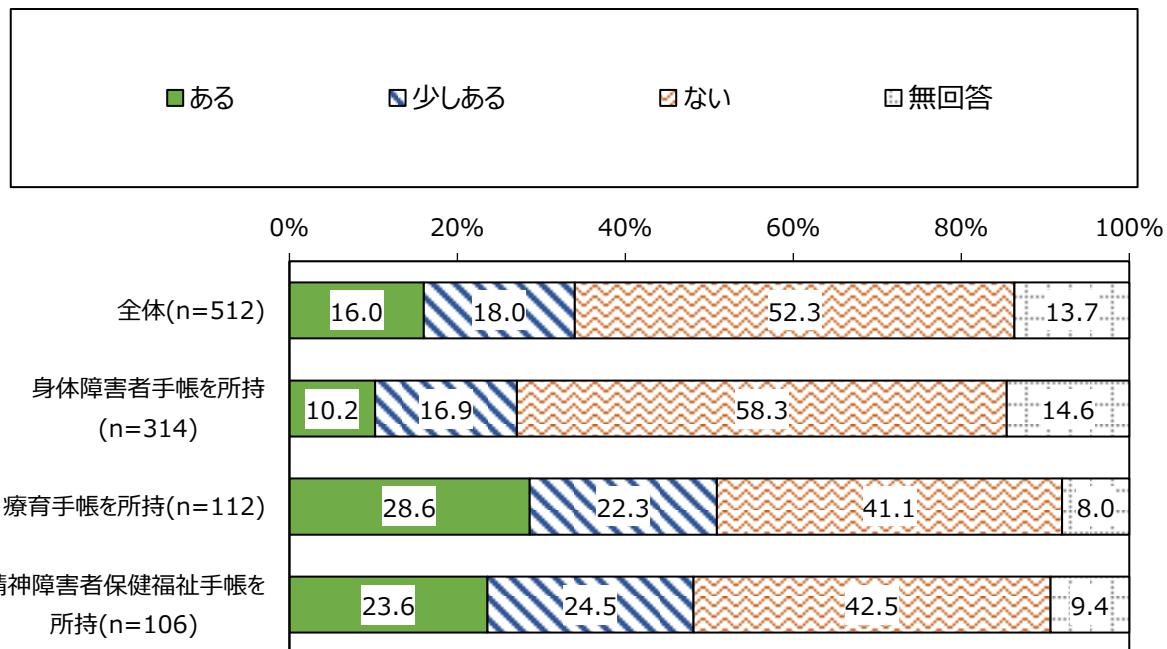


(5) 権利擁護について

①障害による差別について

○障害があることで差別や嫌な思いをしたと回答された割合は「ある」「少しある」を合わせて、身体障害者手帳所持者は27.1%、療育手帳所持者は50.9%、精神障害者保健福祉手帳所持者は48.1%となっています。

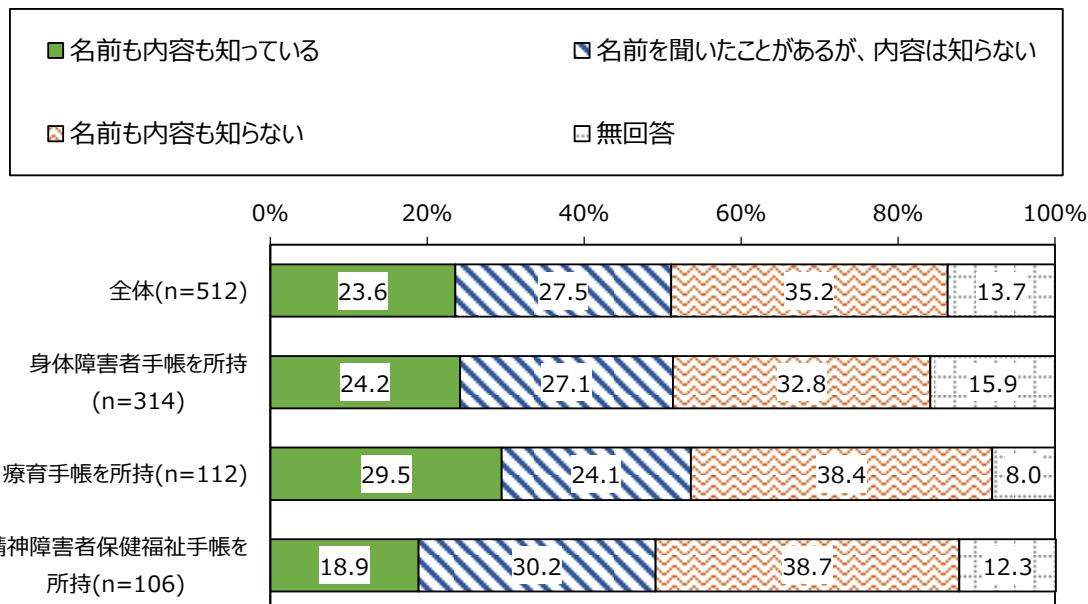
障害があることで差別や嫌な思いをした経験



②成年後見制度*について

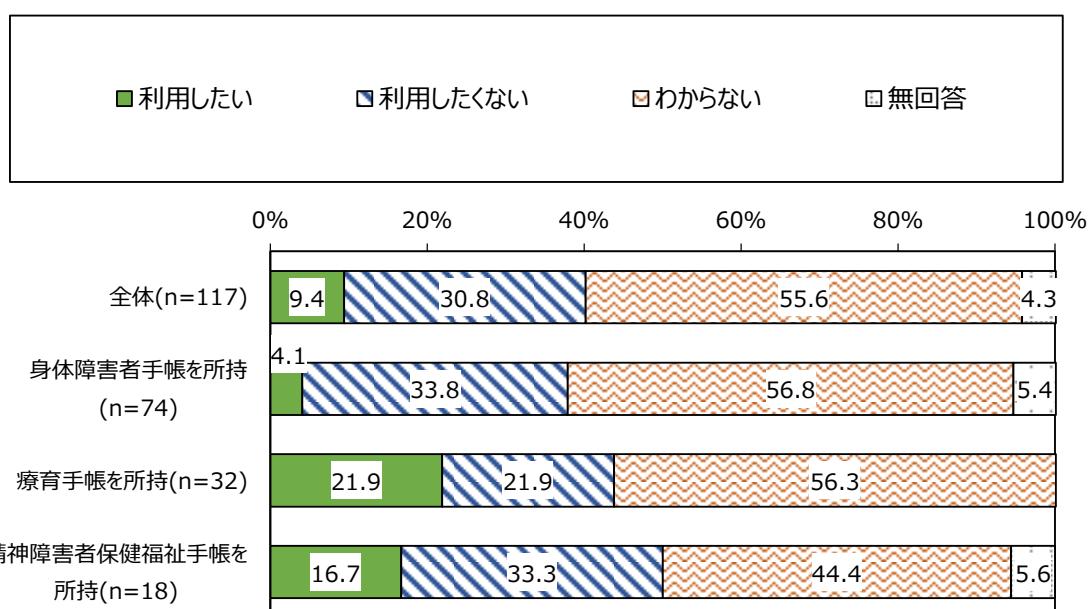
○成年後見制度について「名前も内容も知っている」と回答された割合は、身体障害者手帳所持者は 24.2%、療育手帳所持者は 29.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者は 18.9% となっています。

成年後見制度の認知度



○現在成年後見制度を利用していない人の内、今後利用したいと回答された割合は、身体障害者手帳所持者は 4.1%、療育手帳所持者は 21.9%、精神障害者保健福祉手帳所持者は 16.7% となっています。

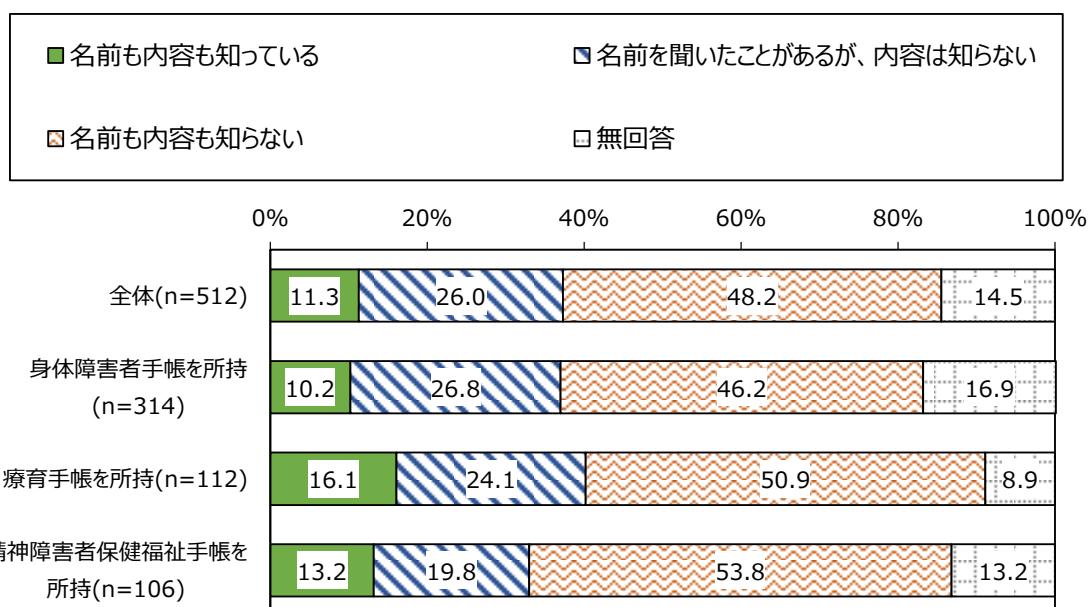
成年後見制度の利用意向



③日常生活者自立支援事業について

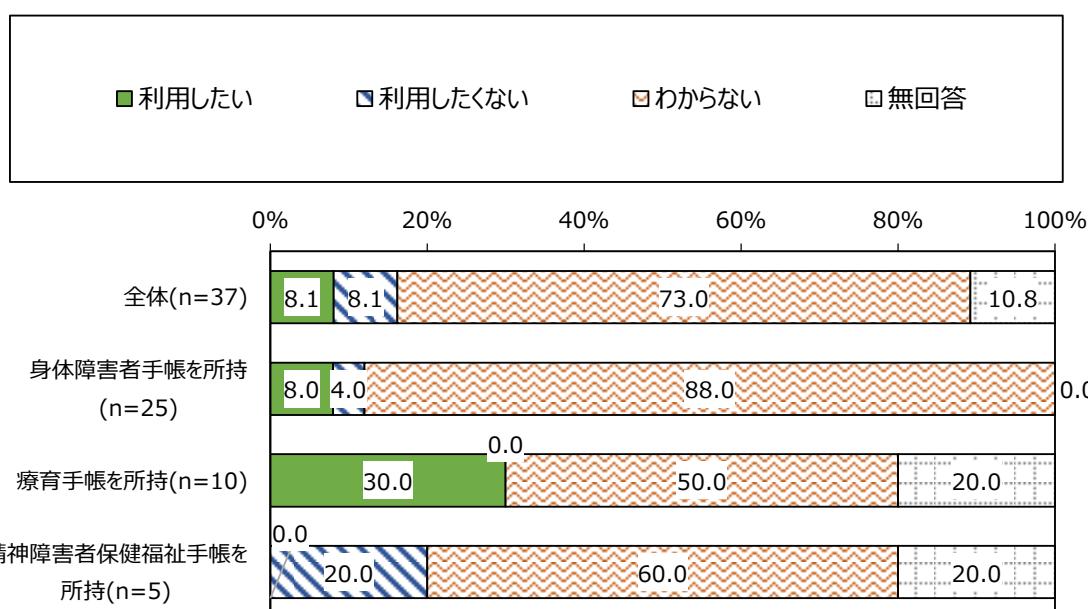
○日常生活者自立支援事業について「名前も内容も知っている」と回答された割合は、
身体障害者手帳所持者は 10.2%、療育手帳所持者は 16.1%、精神障害者保健福祉手帳所持者は 13.2% となっています。

日常生活者自立支援事業の認知度



○現在日常生活者自立支援事業を利用していない人の内、今後利用したいと回答された割合は、身体障害者手帳所持者は 8.0%、療育手帳所持者は 30.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者は 0.0% となっています。

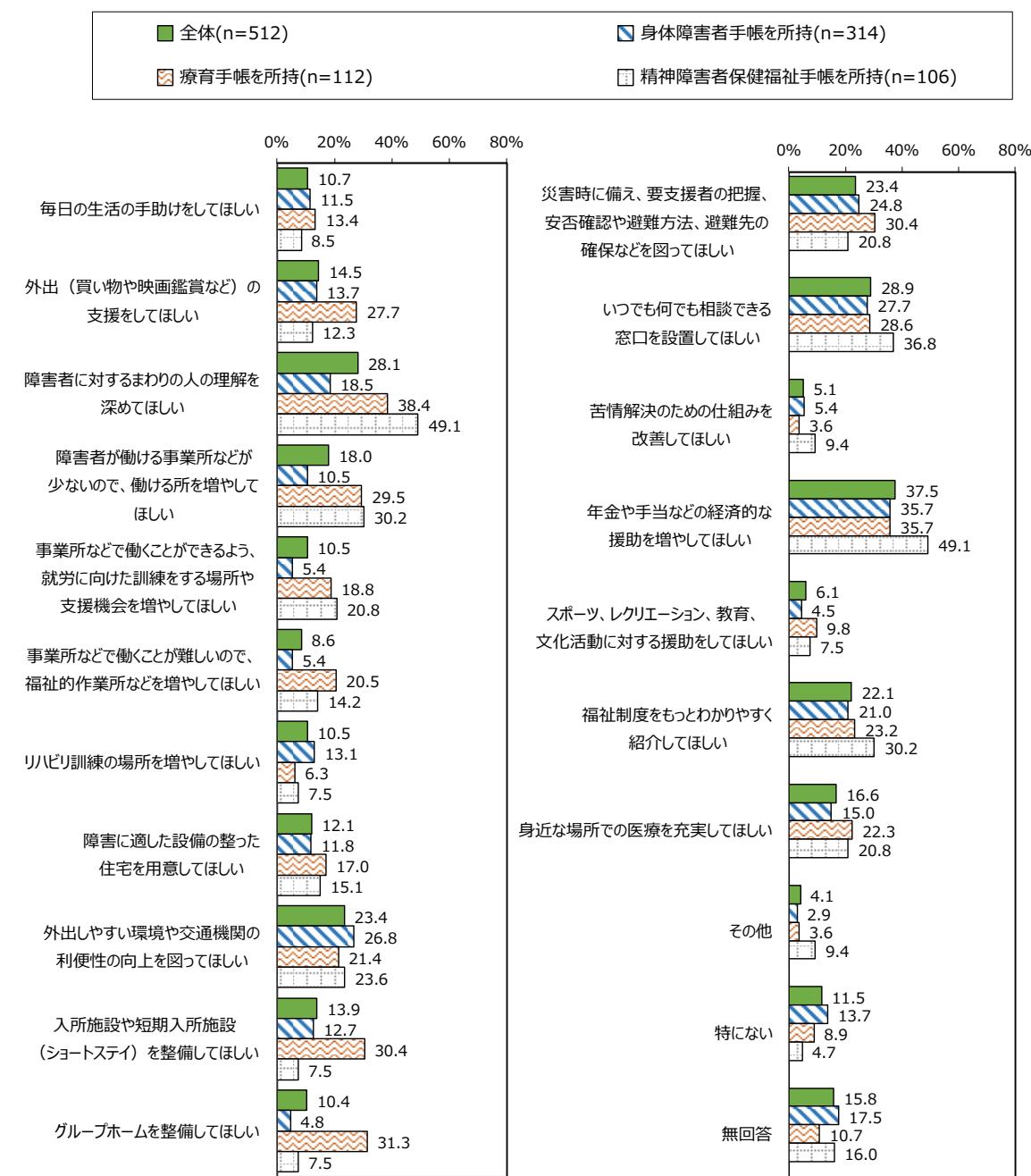
日常生活者自立支援事業の利用意向



(6) 暮らしやすくなるために望むことについて

○暮らしやすくなるために望むことについて、身体障害者手帳所持者は「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」、療育手帳所持者は「障害者に対するまわりの人の理解を深めてほしい」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「障害者に対するまわりの人の理解を深めてほしい」と「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」が最も高くなっています。

暮らしやすくなるために望むこと（複数回答）



9 ヒアリング調査

(1) 調査の目的

障害福祉施策の在り方を検討するため、本市において活動している関連団体に対して、障害福祉施策に関する現状や今後の展望についてヒアリングを実施しました。

(2) 調査方法

調査シートをもとに令和5年8月4日に対面ヒアリングを行いました。

	団体名	団体対象者
1	たけのこの会	障害を有する方の家族の代表者
2	ひまわりファミリークラブ	
3	クスクス	
4	なかよしほっぽネット	
5	まんまるの会	
6	発達障がい啓発隊	
7	北名古屋市心身障害者福祉協会	障害を有する方及びその家族の代表者
8	北名古屋市手をつなぐ育成会	
9	西春日井聴覚障害者協会	
10	あかつき共同作業所	市内障害者施設の代表者
11	セルプしかつ	
12	にしはるひまわり作業所	
13	七彩工房	
14	北名古屋市児童発達支援事業所 ひまわり園	
15	北名古屋市児童発達支援事業所 ひまわり西園	
16	尾張中部福祉の杜	

(3) ヒアリングまとめ

ヒアリングの調査シート及び、対面ヒアリングにてうかがった内容を課題と市への提案に分けて団体対象者ごとにとりまとめました。

①団体の課題

団体対象者	課題
障害を有する方の家族の代表者	<ul style="list-style-type: none">○子どもの成長とともに、保護者の行動が変化してきている。○親の高齢化に伴いダブルケアなど複合的な問題が発生している。○新型コロナウイルス感染症の蔓延が団体の活動に支障をきたしている。
障害を有する方及びその家族の代表者	<ul style="list-style-type: none">○会員の高齢化や新規会員の獲得に課題があり、会の維持が問題となっている。○手話のできる人材の不足が発生している。
市内障害者施設の代表者	<ul style="list-style-type: none">○職員の新規採用や育成に、応募者・資金の両方から問題がある。ヘルパーについては特に男性が不足している。○人員不足等の理由から相談支援に対応しきれない問題や移転の準備が滞るといった問題が発生している。○事業所への報酬の調整が必要である。○災害時の療育の運営や避難行動を検討する必要がある。○グループホーム*内での感染症対策に課題を感じている。○利用者の所得の補償に課題がある。○特別支援学校の卒業生に対して、生活介護等の選択肢を提示・提供してほしい。

②障害者施策に対する提案

団体対象者	提案
障害を有する方の家族の代表者	<ul style="list-style-type: none"> ○移動支援に力を入れてほしい。 ○障害者のみでなく家族にも支援をしてほしい。 ○災害時の避難方法について周知普及をしてほしい。 ○障害児と地域との交流を増やしてほしい。 ○障害児の進路支援を行ってほしい。 ○就労促進の情報提供がほしいとともに、事業者への障害者雇用の情報提供や雇用拡大に力を入れてほしい。 ○「親亡き後」も安心できるサービスを拡充してほしい。 ○65歳の障害者施設から高齢者施設への移行についての対応を検討してほしい。 ○グループホーム・ケアホームなどの施設について拡充や運営支援をしてほしい。
障害を有する方及びその家族の代表者	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所*等の体制を強化、また周知普及をしてほしい。 ○災害時要支援者名簿の情報を共有する体制を整備してほしい。 ○障害児と健常児の交流を継続してほしい。 ○相談支援専門員の増員、育成を支援してほしい。 ○成年後見制度の法人利用を促進してほしい。 ○障害者の就労について、企業の理解促進を推進してほしい。 ○障害者に対応した特別養護老人ホームなどの施設を整備してほしい。
市内障害者施設の代表者	<ul style="list-style-type: none"> ○移動支援の利用が集中する休日について、ヘルパーを増員してほしい。 ○障害者の就労情報が手に入る設備を整備してほしい。 ○福祉サービスの情報提供について強化してほしい。 ○どの世代もアクセスできる情報環境を整備してほしい。 ○防災の備蓄や避難所についての情報がほしい。 ○福祉職やボランティア*の募集や育成に力を入れてほしい。 ○事業者への優先調達法を実施・強化してほしい。 ○地域の防災訓練や防災の会議に障害者や事業所も参加したい。 ○学校を始めとして、地域の障害者と健常者が交流する機会を増やしてほしい。 ○障害者が参加できるイベントを開催してほしい。

(4) 各団体の意見

ヒアリングの調査シート及び、対面ヒアリングにてうかがった内容を団体としての現状と課題、障害者施策に対する提案としてとりまとめました。

①現状と課題

団体名称	現 状	課 題
たけのこの会	○月例会を年8回行っている。 ○勉強会を年1回行っている。	○例会では、子どもが成長したためテーマが見つけづらくなっている、また、当人の活動参加もできていない。
ひまわり ファミリークラブ	○定例会を隔月おこなっている。 ○和太鼓活動を月1回行っている。	○親の高齢化に伴い活動が減っている。また、ダブルケアの問題も団体活動に支障をきたしている。 ○コロナ禍以降、他団体との交流ができない。
クスクス	○会合を月1回行っている。 ○勉強会・催し物を年に2回行っている。	○コロナ禍の間は会合が開催できず、4月に再開したのちも参加者は戻っていない。
なかよしほっぽネット	○定例会及び農作業を行っている。 ○勉強会を年1回行っている。	○コロナ禍により活動が縮小され、地域交流する機会も減っている。また、資金調達を行っていたフリーマーケットもなくなり苦しくなっている。 ○子どもが作業所に行っている間も、親の活動が制約されている。
まんまるの会	○交流会を月1回行っている。 ○コロナ禍で中止しているが、うどん作りやクリスマス会等のイベントも行っている。	○子どものために広い活動場所を確保することが難しい。
発達障がい啓発隊	○発達障害を疑似体験できる自主公演を年1回行っている。コロナ禍以降は3か所からの依頼を受けているにとどまっている。	○本団体は母親グループとして活動しており、生活スタイルが変化してきたため、積極的な行動が難しくなっている。

団体名称	現 状	課 題
北名古屋市心身障害者福祉協会	<ul style="list-style-type: none"> ○1日レクリエーションを年1回行っている。 ○グランドゴルフを月1回行っている。 ○全国障害者スポーツ大会参加。 ○愛知県障害者スポーツ大会参加。 ○赤い羽根共同募金、歳末たすけあい街頭募金参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新規会員が増えないため、会員獲得が最大の課題である。
北名古屋市手をつなぐ育成会	<ul style="list-style-type: none"> ○例会・勉強会を月1回行っている。 ○クリスマス会等のイベントを実施している。 ○映画会を令和4年度より実施している。 ○保護者の経験談を語る場を設けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○会員の高齢化が進み、新規会員も増えないため、会の維持に不安がある。
西春日井聴覚障害者協会	<ul style="list-style-type: none"> ○月1回役員会を実施し、学習会等を企画している。 ○障害者への情報共有を隨時行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○手話のできる人が施設にいないため、難聴者とのコミュニケーションの不足が生じている。 ○手話のできる人が増えて欲しい。
あかつき共同作業所	<ul style="list-style-type: none"> ○生活介護：30名定員で、クッキー・パンの製造・販売、下請け作業、廃品回収など。 ○常設資源集積所管理受託等 生産活動他に創作・音楽活動など。 ○グループホームを市内3か所運営し、知的障害のある利用者13名居住。 ○居宅事業、行動援護、同行援護、重度訪問介護、移動支援、産後ヘルパー派遣。 ○名古屋芸術大学と連携して音楽療法*を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員を募集しても応募が少ない。また、下請け作業であることも加わり安定した運営が難しい。 ○利用者は主な収入が年金であり、所得の保証が課題である。

団体名称	現 状	課 題
セルプしあつ	<ul style="list-style-type: none"> ○生活介護事業 ○共同生活援助事業 ○北名古屋市の相談支援事業所、尾張中部福祉圏域の福祉施設や医療施設とは密接な協力体制にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学校を卒業した人が生活介護を選択することが少なくなっている。 ○障害の軽重で報酬の調整が必要である。
にしはるひまわり作業所	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービス事業所（生活介護）と共同生活援助事業所グループホームを運営。リサイクル集積所の管理業務等の委託の仕事や、ねじの袋詰めや自動車部品のバリ取り等の下請けの仕事を行う。 ○尾張中部福祉圏域の障害福祉サービス事業所合同で、エアポートウォーク名古屋に自主製品を販売している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の確保が課題である。 ○グループホームでの新型コロナウイルス感染者への対応について心配がある。
七彩工房	<ul style="list-style-type: none"> ○計画相談支援事業と地域活動支援センター事業を実施している。 ○地域の法人等の研修に参加している。 ○月1回ボランティア団体と交流会を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○人員確保するだけの事業費を捻出できない。 ○移転を考えているが、そのための必要な人手を確保できていない。 ○新規の相談すべてに対応しきれていない。
北名古屋市児童発達支援事業所ひまわり園	<ul style="list-style-type: none"> ○週5日の親子療育、週3日の単独療育*や言語訓練・発達プログラムを提供している。 ○市内保育園・幼稚園・こども園との連携し、加配保育士*研修、保育園訪問も行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○クラス制を検討している。 ○災害が発生した際の療育の運営について検討する必要がある。
北名古屋市児童発達支援事業所ひまわり西園	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前の児童に対する生活やコミュニケーション、運動等の支援を行っている。また、親の支援も行っている。 ○相談支援専門員や他の事業所等との連携をおこなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○現在2,3歳児のクラスと4,5歳時のクラスを運営しているが、1歳ごとのクラス運営を行いたい。そのための職員が増員できないことが課題である。 ○ハザードマップの把握が必要である。

団体名称	現 状	課 題
尾張中部福祉の杜	<ul style="list-style-type: none"> ○施設入所支援、短期入所、生活介護、訪問系サービスの居宅介護、重度訪問介護、行動援護、相談系サービスの相談支援（一般相談、計画相談、障害児相談支援）を実施している。 ○地域活動支援センター、移動支援事業、日中一時支援事業、地域生活支援拠点事業を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援専門員が資格を取得するまでの育成が課題である。 ○慢性的な登録ヘルパーの欠員が生じている。特に男性が数年来不足している。 ○新型コロナウイルス感染症への対応として、施設閉鎖時の受け皿が必要である。

②障害者施策に対する提案

団体名称	提案
たけのこの会	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所についての利用方法等について知りたい。 ○A型就労支援施設以外の一般就労等の受け皿がほしい。 ○きたバスの路線を充実・増便してほしい。 ○グループホーム等を増設してほしい。 ○市役所で人によって対応が変わらないようにしてほしい。 ○「親亡き後」も安心して生活できる行政の見守りサービスを希望する。
ひまわりファミリークラブ	<ul style="list-style-type: none"> ○水害対策として垂直避難できるように、家庭への階段昇降機設置費用の助成を希望する。また、自宅避難を行う人への備蓄について方針を知りたい。 ○避難所への方法等について知りたい。特に自閉症の方などは一般の方とは別の経路で設定してほしい。 ○ショートステイの施設を増やしてほしい。 ○お互いの理解や協力のために、障害児と地域の学校の交流を増やしてほしい。 ○地域の行事に参加するための送迎がほしい。 ○経管栄養等医療行為の必要な障害者が利用できるグループホームへの運営の補助などがほしい。 ○65歳になると障害者施設から高齢者福祉施設に移行となるが、対応が難しいため、慣れ親しんだ施設で生活し続けられるようにしてほしい。 ○高齢の親と一緒に、親子で入所できる施設を整備してほしい。 ○感染症等によりグループホームから自宅に帰省する時に利用できる療養所がほしい。 ○障害児施策に関して、親へのフォローが必要。

団体名称	提案
クスクス	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所について、障害の特性に応じた避難所を設置してほしい。また、医療的な補助が必要な人が行ける避難所についても周知してほしい。 ○「親亡き後」について、特に入所施設やグループホームの不足が心配である。 ○市の就労促進の取組を始めとした障害福祉の情報について周知してほしい。団体に属していない人には特に情報伝達について配慮してほしい。
なかよしほっぽネット	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者向けの防災対策の状況について発信してほしい。災害発生以降の対応について時系列順の一覧がほしい。 ○市内の障害者雇用に積極的な一般就労先について一覧としての情報がほしい。 ○幼少期における障害児と健常児の交流は差別を取り除くのに大切と感じるから、推進してほしい。 ○移動支援について自宅と作業所等を結ぶだけでなく、途中で別の場所もよるとなると良い。 ○ケアプランを毎年手続するのは大変で、毎年の対応は難しく感じる。 ○教育現場で、障害に対する知識と理解が深い人材を育成してほしい。
まんまるの会	<ul style="list-style-type: none"> ○周りへの迷惑を気にせず障害児を連れて行ける避難所がほしい。 ○防災無線が聞き取りにくいので改善してほしい。 ○相談等の際の兄弟児の預かり場所。 ○就労場所を増やしてほしい。 ○障害児と健常児が幼少期より一緒に学べる環境を整備してほしい。 ○障害者の性教育講座を定期的に開設してほしい。 ○障害児用の待合室や遊び場を整備してほしい。 ○障害児でもファミリーサポートや一時保育を受けられるようにしてほしい。 ○歩けない子も受け入れができる福祉サービスがほしい。

団体名称	提案
発達障がい啓発隊	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時のハザードマップやチェックシートを直接障害者のいる家庭に配ると、お互いに現状が把握しやすくなるのではないか。 ○市内には、子どもが通える事業所は少なく、移動支援や余暇支援ができる事業所も少ないので整備してほしい。 ○生活介護事業所は生活介護の業務のみのため、多機能に運営できれば助かる。 ○重度の障害がある人は遠い県立の特別支援学校に通わねばならないため、市内の空き教室に市立の特別支援学校か県立学校の分校を運営してほしい。 ○特に高齢の方を対象とした相談支援を拡充してほしい。 ○障害児施策に関して、学校選びに苦慮しているので、進路についての相談に乗れる場所がほしい。
北名古屋市手をつなぐ育成会	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の要支援台帳に療育手帳A判定以外でも登録し、自治会や民生委員と情報共有できるようにしてほしい。 ○災害時に一般市民と一緒に避難することが難しいと想定されるため、福祉避難所を含め、対応できるよう体制を作ってほしい。 ○自治会の訓練に障害者も参加できると良い。 ○成年後見人制度について、現状では使いにくいので、社協が法人後見として利用できると良い。 ○市役所等公共機関で障害者雇用を進めるとともに、市内企業に講習会を主催し、積極的に理解を図ってほしい。 ○健常児と障害児の交流プログラムを続けてほしい。特別支援学校の生徒と地域の交流も促進してほしい。 ○日常的に障害者が参加できるようなスポーツ行事を企画してほしい。 ○障害者親子を講師として招く講演会を企画してほしい。 ○特別養護老人ホーム*に知的障害者のフロアがほしい。また、日中サービス支援型のグループホームも増設してほしい。
西春日井聴覚障害者協会	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の情報格差が出ているので、対応してほしい。 ○難聴者用の特別養護老人ホーム等がないので、対応してほしい。 ○避難所で利用できるコミュニケーションボードを作成したので避難所に設置してほしい。 ○災害時に、障害者で助けが必要だとわかるように工夫をしてほしい。 ○相談支援に手話ができるスタッフを増員してほしい。 ○合理的配慮の研修を行ってほしい。 ○手話などの条例を制定し、コミュニケーションへの理解を広めてほしい。 ○障害のある親子がともに暮らせるグループホームを運営してほしい。

団体名称	提案
あかつき共同作業所	<ul style="list-style-type: none"> ○災害者要救助者名簿の運用や情報開示等について情報がほしい。 ○事業所や団体と地域住民・民間合同の避難訓練を実施してほしい。 ○防災対策の会議に障害者や施設を参加させてほしい。 ○福祉避難所に限定しない、障害者のための避難所を検討してほしい。 ○災害時に備えた治療や薬を確保する方法について検討してほしい。 ○障害の重い方を含めた就労の支援や、事業所間連携の場を運営してほしい。 ○事業所への委託等の促進や優先調達法を実施してほしい。 ○学校を始めとして健常者を障害者が触れ合う機会や互いの意見を聞く場を増やしてほしい。 ○65歳の障害者が障害福祉サービスから介護保険に切り替わるので、住み慣れたところで生活できるよう対応してほしい。 ○家族介護に頼り切らず、公的に障害者個人個人に対応したサービスを普及・運営してほしい。 ○ネットになじみのない高齢の障害者にも配慮したホームページ等作成してほしい。 ○公共交通機関の充実やバリアフリー*を推進してほしい。 ○福祉人材確保のため、福祉職の啓蒙活動を行ってほしい。
セルプしかつ	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所には申請していないが、災害時に一時的に避難できるよう備品を配布してほしい。 ○グループホーム入居者を含めた地域ごとの避難訓練を実施してほしい。 ○土日の時間帯に移動支援の利用が集中するため、人材確保をしてほしい。 ○A型事業所の利用者を市役所でトライアル雇用してほしい。 ○学校から市の事業として利用者が働く場へ見学する機会を設けてほしい。 ○きたなごやRUNフェスタのような障害者が参加しやすい行事を増やしてほしい。 ○療育手帳C判定の人も医療補助が受けられるようにしてほしい。 ○特に若年層を中心にボランティア育成に力を入れてほしい。

団体名称	提案
にしはるひまわり作業所	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の避難所は、障害者用に教室などで普段一緒に過ごしている人と生活できるように配慮してほしい。 ○地域の防災訓練に障害福祉サービス事業所も参加し、障害への理解促進できるような機会を設けてほしい。 ○休日の外出支援のヘルパーを増員してほしい。 ○一般企業と作業所が提携できるようアピールする場を設けてほしい。 ○幼児期から障害者と交流する機会を設けてほしい。 ○共同生活援助事業所の運営とさらなる整備が必要であり、運営費の補助等を検討してほしい。
七彩工房	<ul style="list-style-type: none"> ○高次脳機能障害の人の日中活動の受け入れ先を整備してほしい。 ○就労支援等の技術について学ぶ場を設けてほしい。 ○障害特性について理解を推進してほしい。 ○家賃の安い公営住宅の優先確保・インフォーマルなサービスの拡充といった、障害者が安心して暮らせる環境を地域全体で作れるよう支援してほしい。
北名古屋市児童発達支援事業所 ひまわり園	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親や親族が近くにいない保護者が利用できるサービスを拡充してほしい。 ○市からひまわり園について周知をしてほしい。
北名古屋市児童発達支援事業所 ひまわり西園	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービスについての相談先が分からない人が多いので、相談先について広く周知してほしい。また、通園できない日に利用できるサービスも知らせてほしい。 ○送迎などの移動手段の工夫について検討してほしい。 ○ハローワークのような障害者のための就労情報を見ることができる施設やコーナーを常設してほしい。 ○障害についてのメッセージを日常生活の範囲で浸透するように増やしてほしい。 ○市と継続的に政策を進展させていくことが出来るような仕組みを整えてほしい。

団体名称	提案
尾張中部福祉の杜	<ul style="list-style-type: none"> ○防災計画の中での施設の役割について明示してほしい。 地域の障害者の緊急避難先として生活物資の支援等を行ってほしい。 ○重度身体障害児者が利用できる入所施設及び短期入所が不足しているので整備してほしい。また、相談支援事業所も整備が必要である。 ○障害者の就労先、レクリエーションの場を整備してほしい。 ○インクルーシブ*保育・教育を推進してほしい。 ○親亡き後、残された障害者を支援する制度が必要である。 ○発達障害、精神障害の理解を促進してほしい。 ○地域の障害者の活動の場と支援者の確保に努めてほしい。 ○公共交通機関のユニバーサルデザイン*化を促進してほしい。

第3章 計画の基本理念

1 基本理念

【計画の基本理念】

共生する地域社会の実現

障害の有無によって分け隔てられることなく、
市民同士が相互に人格と個性を尊重し合う

【計画の基本方針】

- 基本的視点1 地域共生社会の実現に向けた地域連携の推進
- 基本的視点2 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- 基本的視点3 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 基本的視点4 障害特性や性別・年齢に応じた障害者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- 基本的視点5 P D C A サイクル等を通じた実効性のある取組の推進

【重点施策】

- | | |
|------------------------|--------|
| 重点施策1 権利擁護の推進、虐待の防止 | 46 ページ |
| 重点施策2 障害を理由とする差別の解消の推進 | 47 ページ |
| 重点施策3 防災、防犯、交通安全対策等の推進 | 48 ページ |

【計画の基本原則】

差別の禁止

障害を有する人に対して、障害を理由とした差別による
権利利益の侵害等の社会的障壁*の除去

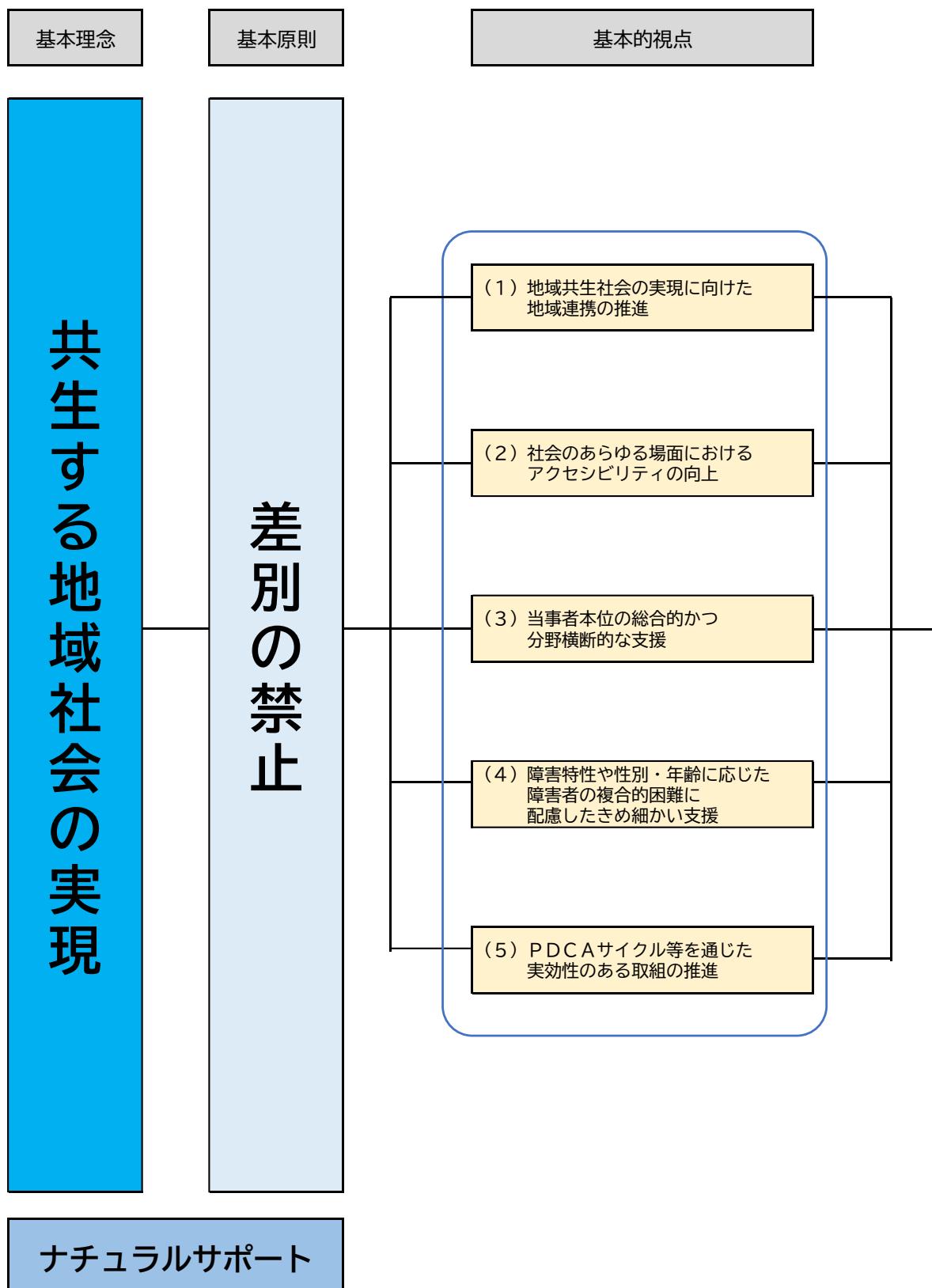
【基本理念・基本原則の実現に向けて、大切にする考え方】

ナチュラルサポート*

(人々の交流から生まれる自然なサポート)

本市は、共生社会の実現と差別の禁止に向けて、障害を有する人の就労継続を支援する際などに用いられる『ナチュラルサポート』の考え方を取り入れ、障害を有する人を含めた人々の交流から生まれる自然なサポートをあらゆる場面において大切にします。

2 計画の体系



施策の展開

<p>I 地域における支え合いを通じた 「すべてのひとにやさしいまちづくり」 の推進 ⇒42ページ</p> <p>II 情報アクセシビリティの向上 及び意思疎通支援の充実 ⇒50ページ</p> <p>III 保健・医療の推進 ⇒54ページ</p> <p>IV 教育の振興 ⇒57ページ</p> <p>V 雇用・就業、経済的自立の支援 ⇒62ページ</p> <p>VI 自立した生活の支援、 安全・安心な生活環境の整備 ⇒65ページ</p> <p>VII スポーツ・文化・生涯学習活動の振興 ⇒70ページ</p>	(1) 地域福祉の推進
	(2) 権利擁護の推進、虐待の防止 ☆
	(3) 障害を理由とする差別の解消の推進 ☆
	(4) 広報・啓発活動の推進
	(5) 防災、防犯、交通安全対策等の推進 ☆
	(6) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

※39 ページの重点施策には、☆マークを記しています。

第4章 施策の展開

1 地域における支え合いを通じた「すべてのひとにやさしいまちづくり」の推進

国においては、平成28年4月から障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら、障害を理由とする差別のない地域社会を目指す『障害者差別解消法』を施行しました。令和3年5月には「障害者差別解消法」が改正され、令和6年4月に施行される予定です。すべての人々にとって住み良い平等な社会づくりを進めるためには、地域社会を構成するすべての人々が障害及び障害のある人に対して十分な理解をし、配慮することが求められています。

アンケート調査では、障害があることで差別や嫌な思いをした経験について「ある」「少しある」と回答した障害者の割合は34.0%となっています（図表14）。

障害や障害者に対する誤った認識は誤解や偏見を生み、自立や就労、社会参加等を行う上での大きな阻害要因となることから、障害や障害者に対する差別や偏見を取り除くことが重要となってきます。（☆重点施策 障害を理由とする差別の解消の推進：47ページ）

また、成年後見制度について、「名前も内容も知らない」と回答した障害者の割合は35.2%となっており、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」（27.5%）を含めると6割（62.7%）の障害者が成年後見制度の内容について認知していないことが分かります（図表15）。成年後見制度を利用することで、障害・認知症などにより判断能力が十分でない人の権利を守ることにつながります。成年後見制度の利用を促進してくためにも、情報の提供等に力を入れていく必要があります。（☆重点施策 権利擁護の推進、虐待の防止：46ページ）

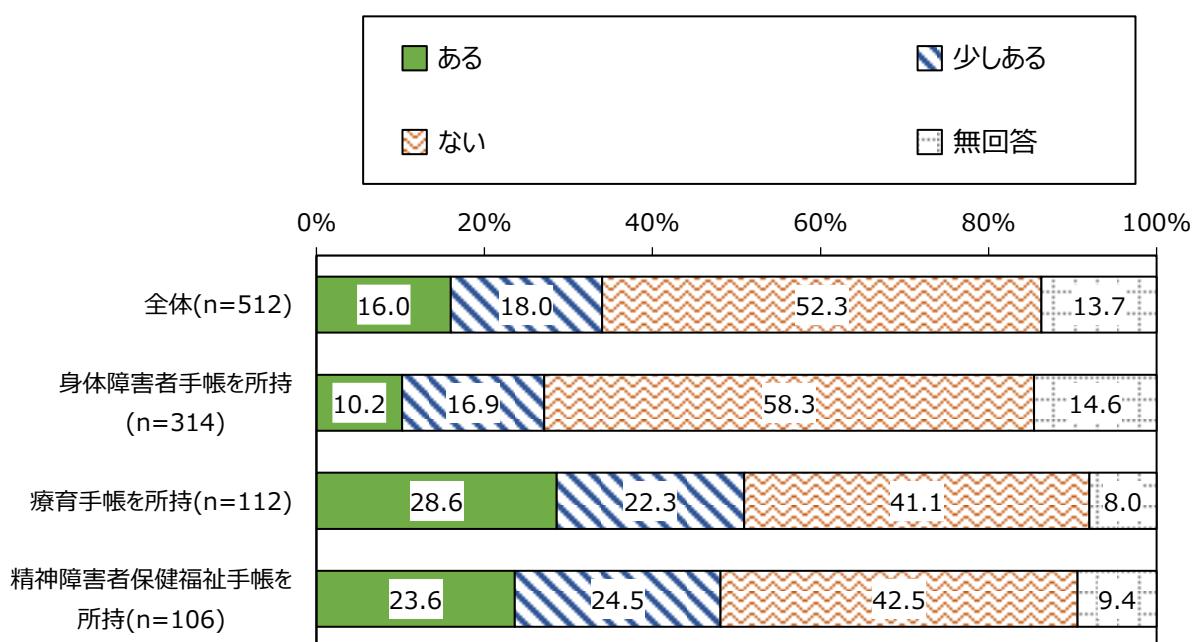
障害者が地域で安心して生活することができるようになるためには、物理的な障壁を取り除いたバリアフリーなまちづくりを推進するだけではなく、災害発生等の非常時において障害特性に配慮した適切な情報提供や避難支援、避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスを継続的に受けられるよう、防災に向けた取組の推進が必要です。（☆重点施策 防災、防犯、交通安全対策等の推進：48ページ）

アンケート調査の結果では、「災害時に一人で避難できない」と回答した障害者の割合は実に回答者の4割（40.2%）となっています（図表16）。また、災害時に備えた組織、活動、制度の認知度について尋ねたところ、「災害時要援護者支援制度」の認知度が5.9%しかなく、今後より一層の普及・啓発を目指し、情報提供や意識の啓発に関する取組に力を入れていく必要があります（図表17）。

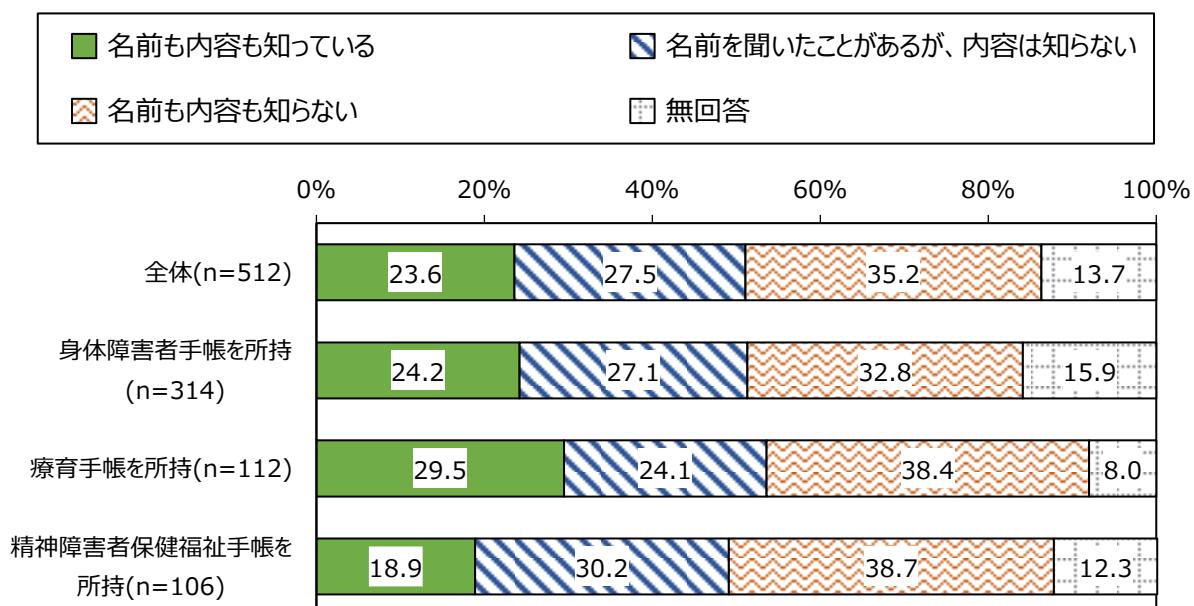
さらに、近年、障害者をねらった犯罪や悪徳商法等の消費者トラブルが多発しています。また、ICTの活用にともなった新たな犯罪が増加していることから、防犯対策を強化していくことが求められます。

これらの課題に取り組み、障害者の安心と安全を確保していくためには、「地域」の力が非常に重要となります。地域住民による障害者への理解や、地域住民の助け合いを通じた防災・防犯への取組を促進し、障害者を含めたすべてのひとにやさしいまちづくりを推進します。

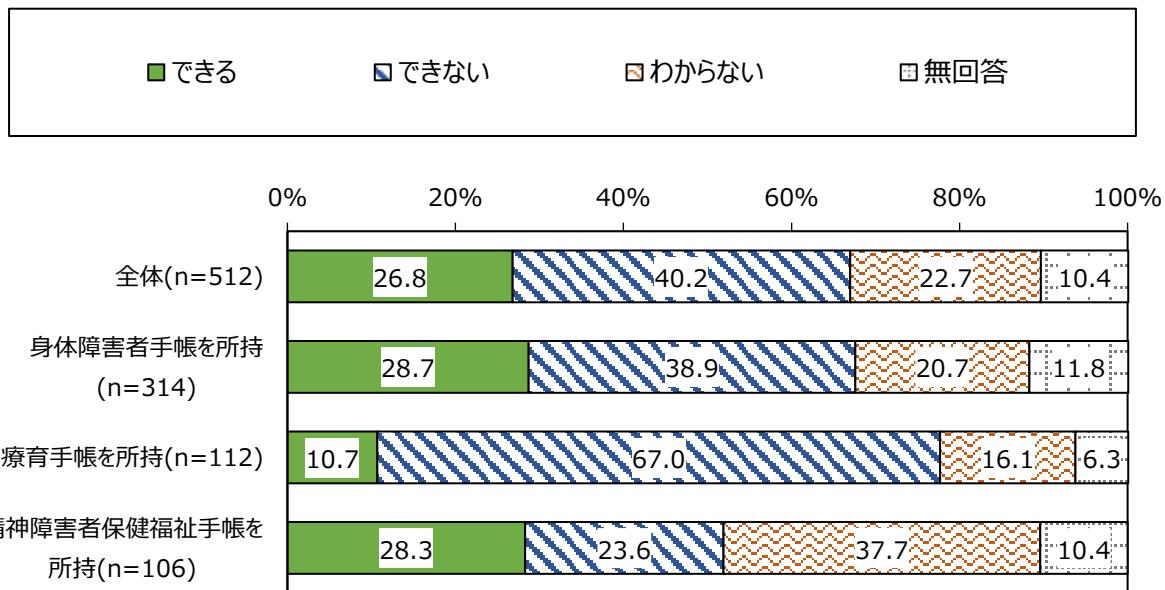
図表 14 障害があることで差別や嫌な思いをした経験【再掲：23 ページ】



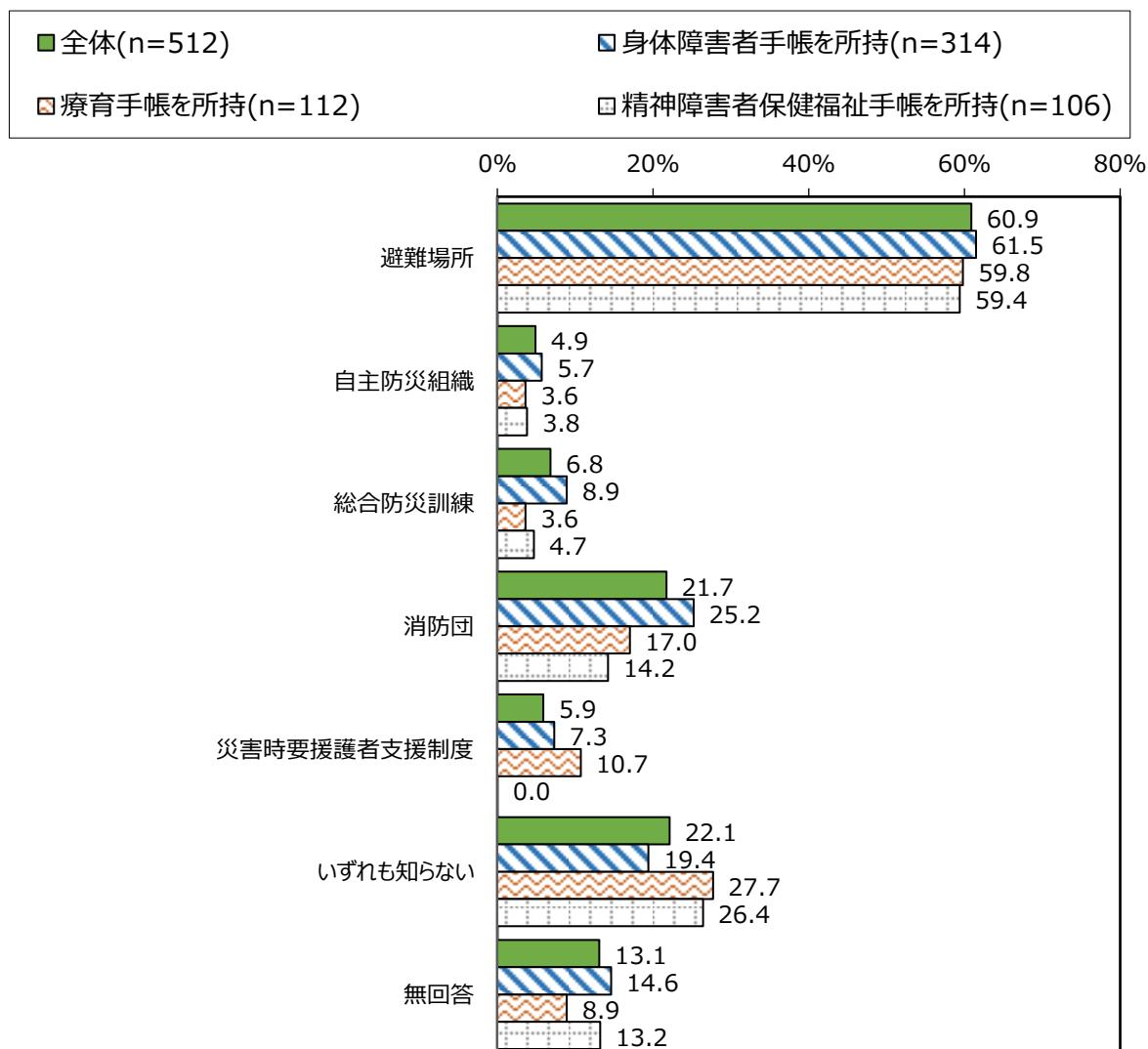
図表 15 成年後見制度の認知度【再掲：24 ページ】



図表 16 災害時に一人で避難できるか【再掲：20 ページ】



図表 17 災害時に備えた組織、活動、制度の認知度【再掲：22 ページ】



(1) 地域福祉の推進

障害のある人も含め、地域に住むすべての人々が福祉への取組に参画し、住み慣れた場所でともに支え合いながら暮らし続けていくことは、地域共生社会が実現した姿です。

『北名古屋市地域福祉計画（第4期計画）』に基づき、一人一人が福祉の担い手となって、市民、各種団体や企業、そして市が協働する取組の推進をし、地域福祉の推進を図ります。

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
「北名古屋市地域福祉計画*」の推進	◎「北名古屋市地域福祉計画」に基づき、市や社会福祉協議会*、ボランティア団体、サービス事業者、そして地域住民が協働し、地域福祉の取組を進めています。	継続	社会福祉課
小地域福祉ネットワークの確立	◎福祉のまちづくりを進めるための活動を行う自治会を単位とした支部社協に対し、小地域福祉ネットワークを推進するためのワークショットアップを開催します。	継続	社会福祉協議会
民生委員・児童委員*活動の実施	◎民生委員・児童委員は、見守り活動等から地域住民の福祉向上のために活動する民間の奉仕者として、障害を有する人や高齢の人の相談に応じ、必要な支援をしています。	継続	社会福祉課
ボランティア活動に関する調整機能の強化	◎ボランティアに関する市民からの問い合わせにおいては、社協登録ボランティア団体だけでなく、希望に合った活動を紹介しています。	継続	社会福祉協議会
ボランティア入門講座の開催	◎各種ボランティア講座を開催しています。講座としては、多種多様な講座を設定しています。	継続	社会福祉協議会
ボランティア団体相互の交流・連携の強化	◎社協ボランティアセンター*登録団体により、助け合い、活動の輪を広げるためにボランティア連絡協議会*が組織されており、月に1回代表者会と役員会を実施しています。	継続	社会福祉協議会 ボランティア団体
高齢期における孤立や閉じこもりの防止	◎相談業務や高齢者状況調査、地域の民生委員・児童委員等からの情報を通じて孤立や閉じこもりを防止するよう努めています。	継続	高齢福祉課

(2) 権利擁護の推進、虐待の防止（☆重点施策）

成年後見制度や日常生活自立支援事業*の活用、居住の手続き支援（保証人等）等、権利擁護のための制度・事業と福祉サービスの利用支援を組み合わせた相談支援の充実を図ります。

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
成年後見制度の周知・活用促進 (☆重要な取組)	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域生活支援事業*として、成年後見制度の活用を支援するために、後見等の審判費用等を助成しています。 ◎市長申し立てが必要な人への対応については、社会福祉課・高齢福祉課との連携を図り適宜対応していきます。 ◎権利擁護センターで、権利擁護の普及啓発等に努めます。 	拡大	社会福祉課 高齢福祉課
日常生活自立支援事業の周知・活用促進 (☆重要な取組)	<ul style="list-style-type: none"> ◎市内で、福祉サービスの利用援助の他、日常的金銭管理、日常生活に必要な手続き及び書類等を預かるサービスを行っています。 ◎市広報紙やホームページ等を活用し、関係機関へ事業周知を行っています。 	拡大	社会福祉協議会
関係機関のネットワークによる虐待への対応の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◎障害者虐待防止法により、障害者虐待防止センター機能を社会福祉課内に置き、障害者虐待、権利の侵害の防止に努め、虐待の早期発見・早期対応が可能となる仕組みを整え、地域の関係機関と協力を図り支援体制を強化しています。 ◎日常生活自立支援事業の周知、要保護児童対策地域協議会等を通じて、関係機関のネットワークのもとで、虐待への迅速な対応と発生後の適切な支援に取り組んでいます。 ◎相談支援事業の充実等を通じて、虐待の未然の防止に努めています。 	継続	社会福祉課

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進（☆重点施策）

障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する合理的配慮の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進めるとともに、事業者が適切に対応できるよう必要な取組を行います。

また、差別解消に向けた取組等を協議する組織の立ち上げを検討します。

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
障害者差別解消法等の法律や計画の周知 (☆重要な取組)	◎市広報紙やホームページ等を通じて、障害者差別解消法等、法改正の概要を掲載しています。	拡大	社会福祉課
障害者差別解消支援地域協議会の組織化	◎障害者差別解消法第17条に基づく障害者差別解消支援地域協議会については、障害者差別に関する相談等に係る協議や地域における障害者差別を解消するための取組に関する提案に係る協議を行う組織です。 ◎障害保健福祉圏域において、障害者差別解消支援地域協議会の組織化を検討します。	継続	社会福祉課
行政職員等における障害に関する理解の促進	◎障害についての理解を深める研修を実施しています。	継続	社会福祉課
手話言語・障害者コミュニケーション条例*の推進 (県条例)	◎手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図り、もって全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的として、基本理念を定め、その下に、市の責務、市民、事業者の役割及び学校等の設置者の取組を明らかにします。	継続	社会福祉課

(4) 広報・啓発活動の推進

様々な機会を通じて、市民の理解促進を図るほか、当事者自身や障害者団体が啓発活動に関わる中で、相互が触れ合う機会（交流・行事等）を充実します。

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
障害や障害を有する人の理解促進に向けた啓発記事の掲載や「障害者週間12月3日～9日」等の周知	◎市広報紙やホームページ等を通じて、障害や障害を有する人への理解と認識を深めるために、啓発記事を掲載しています。	継続	社会福祉課
発達障がい啓発隊*による普及啓発活動の実施	◎発達障害を有する人が、どう聞こえ、どう見えるのか等を、実演を通して地域社会に理解されるよう、公演を実施しています。	継続	社会福祉課

(5) 防災、防犯、交通安全対策等の推進（☆重点施策）

国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、障害を有する人の視点に立ち、物理的な障壁を取り除いたバリアフリーなまちづくりを推進します。

また、身近な地域における避難支援の体制づくりや福祉避難所の確保をしていきます。

加えて、犯罪被害からの予防や緊急時の通報対策、交通安全対策など、障害を有する人の安全・安心のための総合的な対策に努めます。

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
誰もが使いやすい公共施設の整備推進	◎全ての人にとって使いやすい施設の整備として、ユニバーサルデザインによる整備を実施しています。	継続	都市整備課
人にやさしい歩道整備事業の推進	◎都市計画道路において、拡幅及び段差のない歩道を整備しています。	継続	都市整備課
視覚障害者誘導用ブロック整備事業の推進	◎公共施設周辺において、誘導用ブロックの補修及び設置を実施しています。	継続	都市整備課

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
災害時要配慮者*支援の推進 (☆重要な取組)	<p>◎災害時に北名古屋市一斉メール配信システムによる災害情報を配信しています。登録された聴覚障害を有する人には、FAXで情報を伝達しています。また、視覚障害を有する人には、防災行政無線（スピーカーによる放送や個別受信機）による音声で情報を伝達しています。</p> <p>◎各避難所が一時的な福祉避難所として機能できる体制づくりのため、ベッドや車椅子、介護用品等のレンタル又は購入により対応できるように事業所との協定を締結しています。</p> <p>◎重度の障害を有する人の受入施設として、社会福祉法人西春日井福祉会の所有施設である障害者支援施設や特別養護老人ホームの使用の協力を要請するための協定を締結しています。</p> <p>◎災害時の安否を確認するための避難行動要支援者台帳*管理システムを構築し、毎年登録内容の確認をして台帳の更新を行っています。</p>	拡大	防災交通課 社会福祉課
交通安全教室・防犯教室の開催	◎障害を有する人を対象として、必要に応じて教室を開催しています。	継続	防災交通課
信号機や横断歩道等、交通安全施設の充実・整備	◎交通死亡事故があった現場付近に押しボタン式の信号機が設置され、安全強化がされています。	継続	防災交通課

（6）消費者トラブルの防止及び被害からの救済

障害者の消費者としての利益の擁護・増進をするために、必要な情報提供の実施や、相談体制の構築等、障害者をめぐる消費者トラブル防止のための取組を推進します。

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
消費者トラブルへの対策の実施	◎消費生活相談員による消費者トラブルの解決に向けての助言等を行い、安全・安心のための相談体制に努めます。 また、市広報紙に消費トラブル防止の啓発記事の掲載や市ホームページに消費者庁等の外部リンクを貼付け、情報提供を行っています。	継続	商工農政課 防災交通課

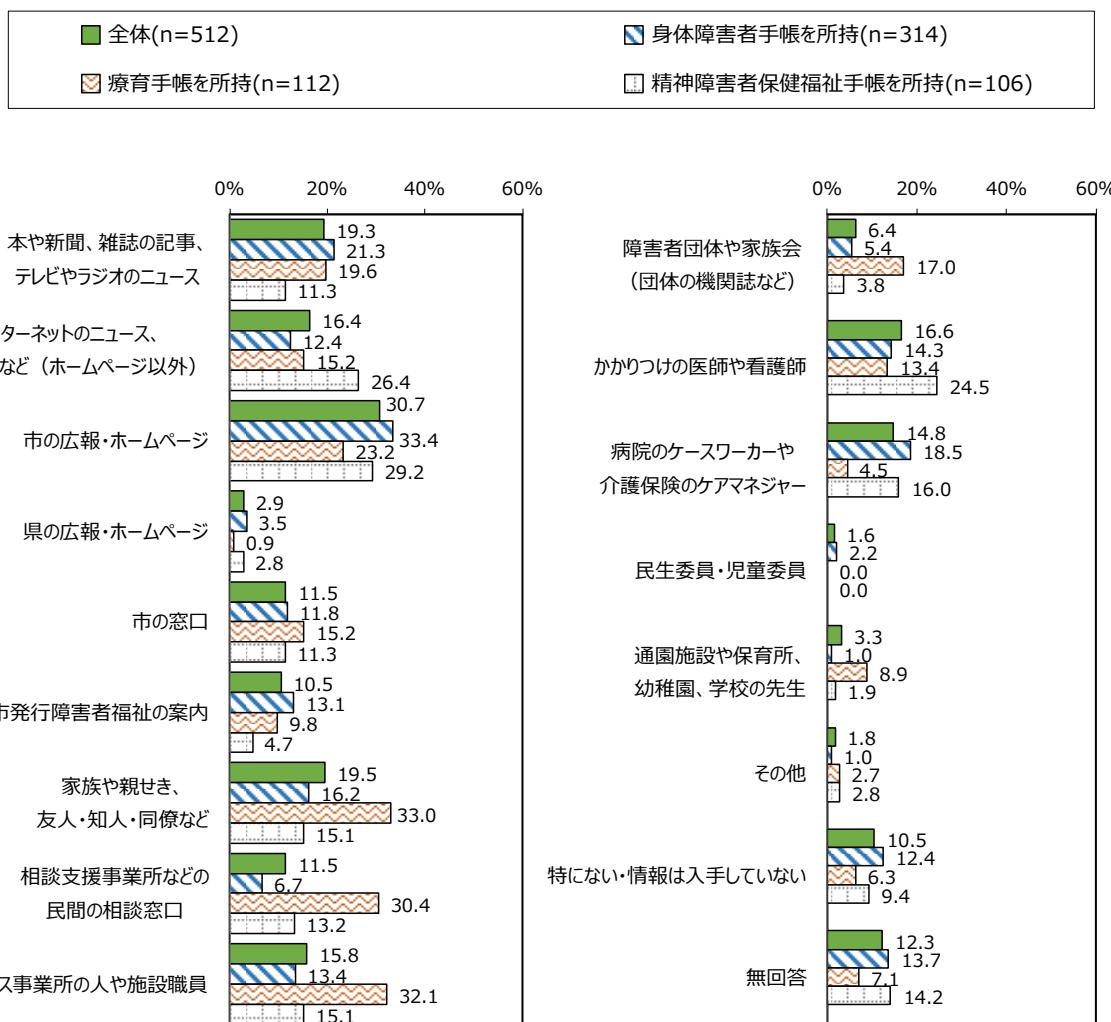
2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

令和4年5月「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が施行されました。同法では、すべての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であるとしており、共生社会の実現のため、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的としています。

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では、障害者による情報の取得利用施策を推進するにあたり、障害の種類や程度に応じた手段によって、生活状況や住む地域に依らず、等しく情報取得等ができるようにすることに加え、障害の有無にかかわらず、すべての人が同じ情報を、同じ時に取得できるようにすること、情報通信技術やＩＣＴの活用等による情報アクセシビリティの向上を図ることなどが盛り込まれています。

アンケート調査の結果では、情報の入手先について「市の広報・ホームページ」が30.7%と最も多くなっています（図表 18）。行動の制約を伴う障害者にとって、携帯電話やスマートフォン、ＳＮＳなどは非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となっていることから、障害による利用機会等の格差が生じないよう配慮し、情報のバリアフリー化を推進するとともに、情報通信技術等の活用により、さまざまな手段・媒体を活用した情報アクセシビリティの向上に努めていく必要があります。

図表 18 情報の入手手段【再掲：18 ページ】



（1）行政情報のアクセシビリティの向上

障害を持つ方が、市が提供する障害福祉に関する情報を得やすくするために、市のホームページ等に関してアクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
市ホームページ のアクセシビリ ティの向上	◎ウェブアクセシビリティ*に配慮し た、アクセシビリティの向上に努めま す。	継続	人事秘書課
市広報紙の点字 化・音声化の実 施	◎ボランティア団体の協力により、視覚 障害者へ毎月市広報紙等を点訳音訳し 届けています。	継続	社会福祉協議会

(2) 情報提供の充実

障害者福祉に関する制度やサービス等に関する情報について、より分かりやすい方法での提供、見やすい内容への工夫・改善に努め、より多くの方に情報提供ができるよう配慮します。

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
市広報紙による情報提供の充実	◎障害を有する人やその家族に向けた福祉制度、手当等の記事を掲載し、相談や支援の情報を定期的に掲載しています。	継続	社会福祉課 人事秘書課
市ホームページによる情報提供の充実	◎C M S *導入により、障害者や福祉に関する情報提供について、担当課が随時行っています。また、市広報紙と違い、常時情報提供できる点を生かして、制度の案内や啓発などに努めています。	継続	社会福祉課 人事秘書課
各種制度案内等の印刷物の配布の実施	◎各種制度案内として「障害福祉のご案内」を障害者手帳交付時に配布しています。また、ユニボイスを導入し視覚に障害を有する方も情報を入手できるよう努めます。	継続	社会福祉課
「社協だより」等の内容の充実	◎インスタグラム*、FacebookなどのS N Sに加えて、YouTubeやLINEを活用した広報を行い、様々な方に興味を持っていただけるようにしています。 ◎社協だより等広報紙については、フルカラーとし、より見やすくなるよう工夫しています。	継続	社会福祉協議会
障害を有する人を対象としたパソコン講習会等の周知	◎愛知障害者職業能力開発校等*が実施するパソコン教室、介護職員養成講座等について、市広報紙を通じて周知しています。	継続	社会福祉課

(3) 意思疎通支援体制の充実

意思疎通支援に関わる事業を継続実施するとともに、情報伝達支援のための機器等の活用促進を図ります。

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
手話通訳者・要約筆記者等の派遣及び点訳・音訳の実施	◎地域生活支援事業として、手話通訳者・要約筆記者等を派遣しています。 ◎ボランティア団体の協力により、希望図書等依頼物の点訳・音訳・朗読等を実施しています。	継続	社会福祉課 社会福祉協議会
手話・要約筆記の各種講習会の充実	◎意思疎通支援事業として、手話奉仕員養成講座・要約筆記*講座を開催しています。	継続	社会福祉課
相談窓口における手話通訳者の設置	◎市役所社会福祉課の窓口に手話通訳者を設置しています。	継続	社会福祉課
情報伝達支援のための機器等の活用促進	◎市役所では、聴覚障害を有する人の社会参加やコミュニケーションの支援を図るため、補聴援助システムとしてヒアリングループ*（磁気誘導ループ）を活用しています。	継続	関係課 各種団体

3 保健・医療の推進

障害者が身近な地域で自分らしく暮らしていくために、必要な保健・医療サービスや医療的リハビリテーション*等を受けられるよう、医療体制等の充実を図ることが求められており、さらに、障害の原因となる疾病等の早期発見・予防・治療に関する施策や、難病に関する保健・医療施策を推進することが求められます。

また、障害児の発達を支援する観点から、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図るとともに、相談支援や情報提供等の支援を行うことが求められます。

（1）保健サービスの充実

疾病の予防と早期発見、性別や年齢、障害の状態に応じた健康診査等による健康管理を支援する取組の充実と、心の健康づくりとしての精神保健対策を推進します。

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
乳幼児健康診査の充実	◎疾病の予防と早期発見、そして乳幼児の健康保持と増進を目的として、乳幼児健康診査を実施しています。 ◎4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を健康ドームで年18回ずつ実施しています。 ◎未受診者には、電話・手紙・訪問等で受診勧奨しています。	継続	健康課
育児相談・健康相談の充実	◎保健師による成長発達、育児等の相談を1回／月実施しており、随時、電話相談、面接等による相談も実施しています。	継続	健康課
妊産婦・乳児健康診査事業の実施	◎妊婦健康診査公費負担分（チケット方式）は14回、子宮がん検診1回、産婦健康診査1回、乳児健康診査1回、妊婦・産婦歯科健診2回を実施しています。	継続	健康課
赤ちゃん訪問の充実	◎赤ちゃん訪問員*、助産師、保健師が、生後4か月未満の乳児のいる家庭を訪問しています。 ◎赤ちゃん訪問員養成講座を受講した訪問員の支援を行っています。	継続	健康課

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
特定健康診査*及び特定保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎生活習慣病*の予備群となるメタボリックシンドローム*を予防するため、特定健康診査を実施しています。 ◎特定健康診査の対象ではない40歳未満の人を対象とした「ヤング特定健診」を実施しています。 ◎特定健診の受診率向上のため、毎年実施期間中に未受診者に、受診勧奨はがきを郵送しています。 	継続	健康課
精神保健相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◎精神障害を有する人の医療や生活支援を含めた相談を受けています。 ◎必要に応じて、保健所との連携を図っています。 	継続	健康課
精神保健啓発事業「こころの健康づくりセミナー」の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◎精神保健福祉及び精神障害を有する人に対する住民の理解を深め、こころの健康の保持増進を進める目的に、「こころの健康づくりセミナー」等を実施しています。 ◎地域自殺対策緊急強化基金補助事業として、ゲートキーパー*養成講座を実施しています。 ◎市として「こころの体温計」(メンタルセルフチェックシステム)を導入し、気づき・つなぐ活動を展開しています。 	継続	健康課

(2) 医療・リハビリテーション体制の充実

市内外の医療関係機関の連携のもとで、地域医療、リハビリテーション体制のさらなる充実を図っていきます。

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
医療費の助成の実施	◎障害者医療として、医療費を助成しています。	継続	国保医療課 社会福祉課
かかりつけ医等の普及や地域医療・リハビリテーション体制の充実	◎尾張中部医療圏で、外科在宅当番医制を実施しています。 ◎尾張中部福祉圏域障害者支援協議会を通じて、受診サポートブック*を作成し、診察を受ける際のコミュニケーションに役立てています。 ◎かかりつけ医・歯科医の普及とともに、市内の医療機関や市外の高度医療機関との連携のもとで、地域医療・リハビリテーション体制の充実に努めています。	継続	健康課 社会福祉課 高齢福祉課
夜間や休日医療、救急医療体制の充実	◎第一次救急医療施設*の休日急病診療や第二次救急医療施設*の済衆館病院と連携し、夜間や休日医療・救急医療体制の充実に努めています。 ◎「愛知県広域災害・救急医療情報システム*」を通じて、救急医療情報を提供しています。	継続	健康課
歯科診療の充実	◎休日緊急歯科在宅当番医制を実施し、歯科診療の充実に努めています。 ◎市内歯科医院により、引き続き訪問歯科診療も実施しています。	継続	健康課

4 教育の振興

障害者が自立し、社会参加を果たしていくには、乳幼児期からその人の能力や可能性を最大限に伸ばすため、一人一人の状態やニーズに応じた一貫した支援・教育を行っていくことが重要です。また、乳幼児期からの適切な療育や教育は、その後の子どもの学習面や生活面に大きな影響を及ぼすと考えられることから、子どもの発達上の課題を早期に発見し、適切に対応することが重要です。

教育に関しては、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての子どもたちがともに学ぶことができ、一人一人の特性・能力に応じた指導を受けられる教育の推進に努める必要があります。

「障害者の権利に関する条約」第24条によると、インクルーシブ教育システムとは、障害のある人と障害のない人がともに学ぶ仕組みであり、障害児が教育制度一般から排除されないこと、地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされています。

インクルーシブ教育システムの構築にあたっては、障害のある児童生徒が合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障害のない児童生徒と同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対しては、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最適な指導が提供できるよう、小中学校における通常の学級、通級指導*教室、特別支援学級*、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図る必要があります。

(1) インクルーシブ教育システムの推進

障害の有無に関わらず、ともに教育を受けられるようなインクルーシブ教育システムの構築に向けて、基礎的な環境整備の充実と合理的配慮を行います。

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
特別支援学校の児童生徒との交流教育の実施	◎市内の小中学校において、特別支援学校との交流及び共同学習を実施しています。	継続	学校教育課
教職員の資質や専門性の向上	◎県・市が主催する研修会への参加等を通じて、特別支援教育に関わる教職員の資質や専門性の向上に努めています。 ◎学び支援事業として、子どもの学力の充実を図るために、教職員の指導力向上を図る研修会を実施します。	継続	学校教育課

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎障害を有する児童生徒一人一人の教育上、必要な支援・適切な指導を行っています。 ◎市内の小学校に特別支援員*を配置し、障害を有する児童が、学校生活を円滑に送ることができるよう支援しています。 ◎障害を有する児童生徒に対する支援・指導方法について、県の専門家により相談等を実施しています。 	継続	学校教育課
指導体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◎学び支援事業として市単独で学び支援講師を各学校に配置し、きめ細やかな教育指導を行う等、基礎学力の向上に努めています。 	継続	学校教育課
就学奨励事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◎経済的理由により就学困難な児童生徒及び特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者に対して必要な援助を行っています。 	継続	学校教育課

(2) 教育環境の整備

障害等により配慮が必要な子どもが、教育、保育や福祉サービスを安心して受けられるよう、相談等の支援体制の充実を通じて教育環境の整備を図ります。

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
放課後児童健全育成事業*の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎特に配慮が必要と思われる児童に対し、障害児加配指導員*を配置しています。 	継続	児童課

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
発達障害を有する人の総合的な支援体制の整備	<p>◎各課で実施している発達障害を有する人に対する事業について、各年代・生活環境ごとに支援体制、相談体制等を整理し、かつ、関係課の連携の充実に努めています。</p> <p>◎家庭支援課に児童コーディネーター*、保育士、保健師の配置を行い、18歳までの支援・相談対応を実施しています。</p> <p>◎発達障害（児）者連絡会議を社会福祉課・家庭支援課・児童課・社会福祉協議会で開催し、発達障害に関する問題について検討しています。</p>	継続	社会福祉課 児童課 家庭支援課 健康課 学校教育課 社会福祉協議会
特別な支援を要する児童の円滑な就学に向けた幼保小の連携	<p>◎「発達障害児支援担当者連絡会議」を設置し、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・通級指導教室の現状報告とともに、連携について話し合いを行っています。本会議をきっかけとして、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の連携が密になってきており、該当園児の情報交換も円滑に行われています。</p> <p>◎毎年7～9月にかけて、通級指導教室担当、指導主事、特別支援コーディネーター*、保育士、児童コーディネーター、教育指導員が市内保育園を巡回し、障害を有する年長児の発達状況の把握を行っています。</p> <p>◎就学先を決めなければいけない年中児及び年長児とその保護者に、特別支援学校と特別支援学級の見学を行っています。</p> <p>◎教育委員会主催の教育支援委員会（専門部会）に幼稚園・保育園・認定こども園・小学校も参加し就学に向けて連携しています。</p>	継続	児童課 学校教育課 家庭支援課
教育・進学に関する相談支援の実施	<p>◎スクールカウンセラー*を市内16校に配置しており、児童生徒、保護者、教員等を対象に、学校教育や家庭教育、問題行動に関する相談に対応しています。</p> <p>◎電話相談は、教育支援センター*内で、週3日受け付けています。</p>	継続	学校教育課

(3) 福祉教育の推進

学校や地域の中で子ども同士が交流する機会や体験を通じて福祉や障害について学ぶ場の充実とともに、保護者や地域住民の参加による「福祉教育」の充実を図ります。

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
保育園や幼稚園における幼児期からの福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◎児童発達支援事業所から保育園・幼稚園への移行ステップを行い、円滑な保育園入所を支援しています。 ◎市内の全幼稚園から療育の必要な子どもの併用利用を受入れ、連携を取り子どもの支援を行っています。 ◎全保育園に障害児加配保育士を配置しています。 ◎年長児移行のため障害児加配保育士を配置しています。 	継続	児童課
福祉実践教室等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◎市内全小・中学校等と連携し、車椅子体験、発達障害等の理解、介助犬の体験や講話など、学びながら支援方法や気づきにつなげる福祉実践教室を実施しています。 	継続	社会福祉協議会
市職員によるまちづくり出前講座*の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◎市民の意見を参考に、出前講座メニューの見直しを行い、令和5年度は、全体で53講座を用意しています。社会福祉課の出前講座には、「障害者（児）福祉を知ろう」があります。 	継続	企画情報課

(4) 療育体制の充実

関係機関のさらなる連携強化のもと、障害を有する児童がライフステージ*を通じて一貫した療育を受けられるよう療育体制の構築を図り、基本的な生活習慣の形成や健全な発達の促進と保護者への支援、早期療育体制の充実を進めています。

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
児童発達支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◎市内保育園・幼稚園等から依頼のあった障害を有する乳幼児・児童の発達状況について、保育士、臨床心理士*が巡回を実施し、助言等支援を行っています。 ◎年長児単独療育を実施しています。 ◎ひまわり園及びひまわり西園で、音楽療法士による音楽療法を実施しています。 	継続	児童課 家庭支援課 学校教育課
療育相談全般の支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◎市内公共施設を拠点に「愛知県中央児童・障害者相談センター*」による出張相談が実施されています。 ◎市内の全幼稚園から療育の必要な子どもの併用利用を受入れ、連携を取り、子どもの支援を行っています。 ◎ひまわり園及びひまわり西園で、臨床心理士・理学療法士*・作業療法士*・言語聴覚士*による発達相談・ことばの発達相談を実施しています。 	継続	社会福祉課 児童課
幼児健康診査事後教室*による発達支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◎幼児の健康診査等で心身の発育に遅れ等があり、支援が必要な幼児とその保護者を対象に、集団遊びや親子への支援を実施しています。 ◎市内3教室で開催しています。 	継続	健康課
フォローアップ教室による療育支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◎ひまわり園及びひまわり西園の療育指導員*、保育園保育士や専任保育士が、親子関係や友だちとの関わりで不安を抱える就園前の親子支援・援助を行っています。 ◎九之坪児童館にて4教室を実施しています。現在、60組となっています。 (1教室15組、令和元年度より) 	継続	児童課
統合保育*の推進	◎統合保育を市内全園で実施しています。	拡大	児童課
入園支援委員会の実施	◎適正な集団保育・教育を行うため、入園支援委員会を年1回入園前に開催しています。	継続	児童課

5 雇用・就業、経済的自立の支援

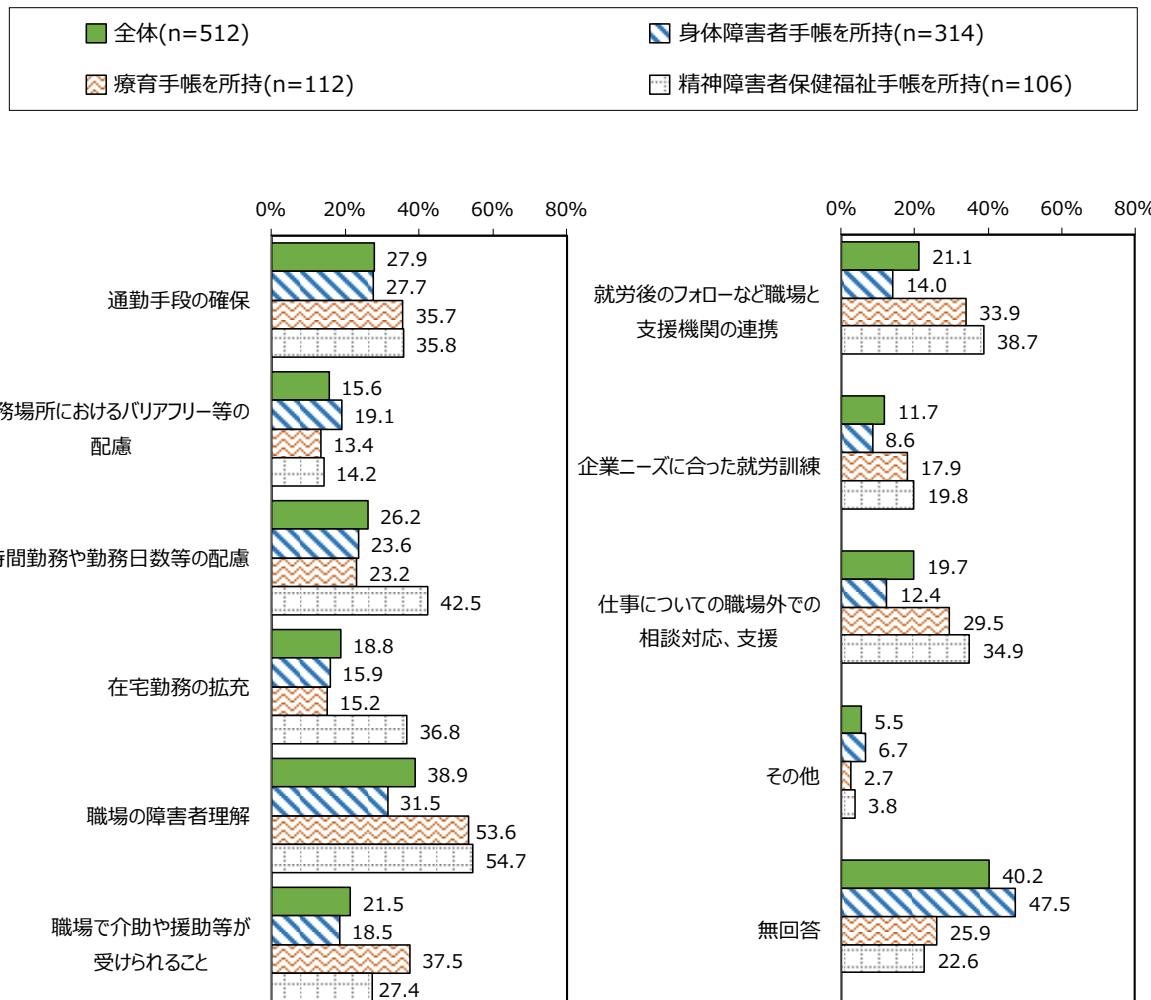
働くことを望んでいる人のだれもが就業の機会を保障されなければなりません。障害者が職業に就き、社会経済活動に参加することは社会にとっても有益なことであり、障害者が地域でいきいきと生活していくための生きがいにもなります。

能力や障害の状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用や福祉的就労*の促進に努めるなど、障害のある人の雇用機会の拡大を図っていく必要があります。

アンケート調査の結果では、障害者の就労支援として必要だと思うことについて、「職場の障害者理解」(38.9%)、「通勤手段の確保」(27.9%)、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(26.2%)等の回答が多くなっています(図表19)。

障害者がその適性と能力に応じた職業に就くことは、経済的に自立し、地域でいきいきと生活していくための生きがいになります。働く意欲のある人が、その能力や障害の状況に応じた職業能力開発の機会を確保できるよう努めるとともに、就労支援員等を活用して、相談支援事業所、尾張中部障害者就業・生活支援センター*、公共職業安定所(ハローワーク)等の関係機関と連携し就労支援を充実させていくことが重要です。

図表 19 障害者の就労支援として必要なこと【再掲：17 ページ】



(1) 障害を有する人の雇用の場の拡大

障害を有する人の雇用の拡大に向けて、企業や関係機関、事業所の連携による雇用の啓発とともに、各種助成金制度の周知、雇用の場における合理的配慮の必要性の周知に努めます。

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
障害を有する人の雇用に関する啓発活動の充実	◎障害を有する人の雇用に対する理解等、啓発活動の充実に努めます。 ◎名古屋中公共職業安定所からの求人情報の提供と職業相談員による職業相談および職業紹介等を行っています。	継続	社会福祉課 商工農政課
職業相談・紹介窓口等の周知・利用促進	◎市広報紙にて毎月地域職業相談室の啓発及び市ホームページに名古屋中公共職業安定所や愛知障害者職業センター*の外部リンクを掲載し、啓発を実施しています。	継続	商工農政課
市役所における障害を有する人の雇用の拡充	◎法定雇用率の達成に向けて障害を有する人の雇用に取り組んでいます。 ◎本市で管理する東西常設資源集積所の資源分別管理委託や東地区の地元資源集積所のダンボール回収を福祉団体に委託を継続して行っています。	継続	人事秘書課 環境課

(2) 総合的な就労支援施策の推進

関係機関の連携・協力のもと、事業主・障害を有する人双方の不安を緩和して、就労促進と継続雇用につながるような支援の充実を図ります。

優先調達に関する基本方針等に基づき、福祉的就労・生産活動の場の利用により高い収益を還元でき、事業を継続していくような取組の検討をします。

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
求職活動支援の充実	◎北名古屋市地域職業相談室*において、求人情報の提供と職業相談員による職業相談および職業紹介等を行っています。 ◎新システムの導入により令和2年1月から求人情報検索機で全国の求人情報の閲覧が可能となるとともに、自宅のパソコン等からも閲覧・検索が可能になっています。	継続	社会福祉課 商工農政課

(3) 経済的自立の支援

障害者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくために、就労の機会を広げ、収入の増加を図るとともに、年金や手当といった制度を通じ、生活の基盤となる所得保障の充実を推進します。

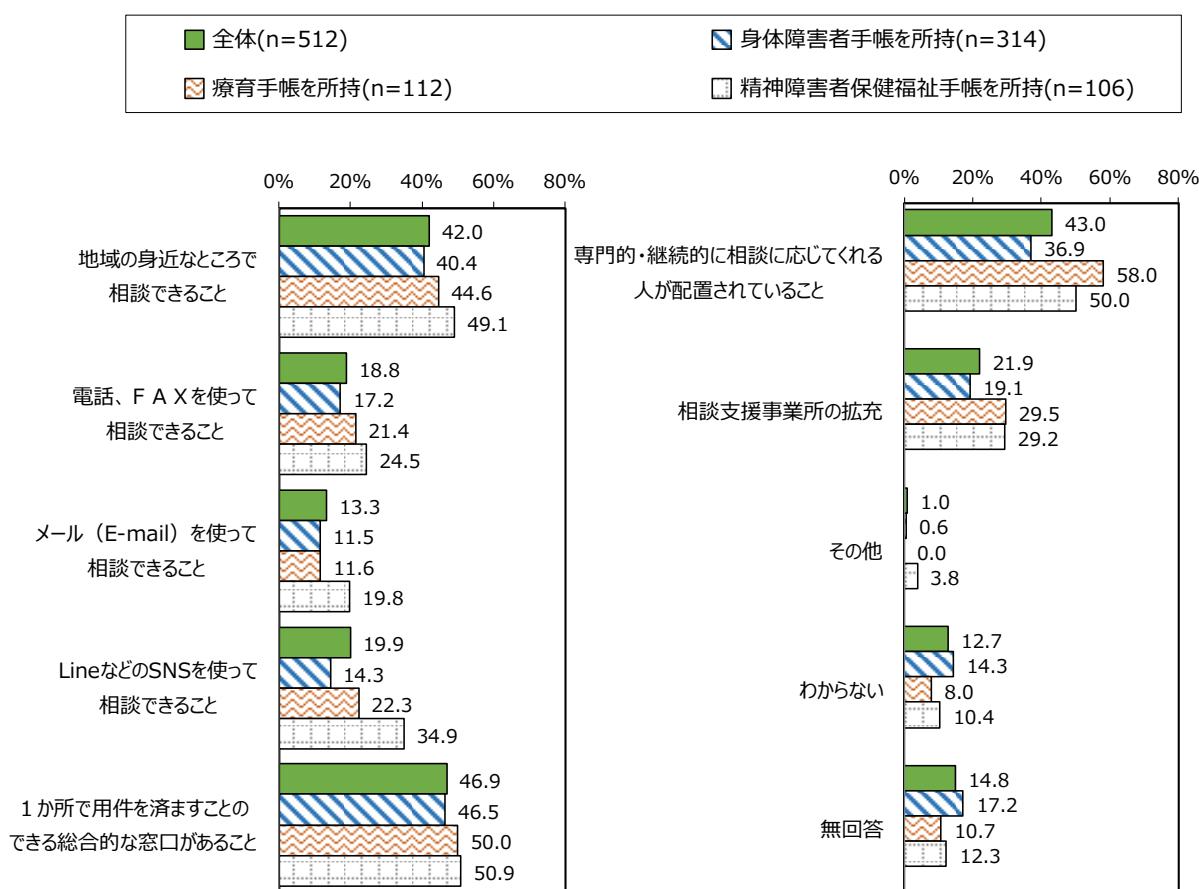
主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
福祉的就労・生産活動の活性化	◎障害者優先調達推進法に伴い、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定しています。 ◎市内の障害者就労施設にその施設が提供可能な物品や役務を調達しています。	継続	社会福祉課

6 自立した生活の支援、安全・安心な生活環境の整備

障害者が自らの決定に基づき、保健・医療・福祉等各種サービスを利用していくためには、それら各種サービスの情報提供、相談支援を受けることのできる体制の構築が必要です。相談について、サービスの利用に関する内容のほか、障害者の持つ悩みや問題は様々で、障害者の障害部位や障害の程度、社会状況、年齢など様々な要因によって異なります。アンケート調査では、相談しやすい体制づくりに必要なこととして、「1か所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること」が46.9%で最も多く、次いで「専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること」が43.0%、「地域の身近なところで相談できること」が42.0%などとなっており、身近な総合相談体制を整備していく事が求められており、個々のケースに対応できる専門的な情報の提供や、それらを支える福祉人材の確保・育成が重要となっています（図表20）。

また、障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、生活の拠点となる住宅の確保が必要であり、住宅のバリアフリー改修の促進やグループホームの整備など、多様な居住の場の提供を図るとともに、障害者と地域の人がともに安心して生活できるような環境づくりが求められます。

図表20 相談しやすい体制づくりに必要なこと



(1) 相談支援体制の充実

相談支援の窓口に関する周知徹底を図るとともに、相談支援に求められる役割・機能の拡大に合わせた体制強化を図ります。

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
基幹相談支援センターの設置	◎基幹相談支援センターを設置し、障害を有する人やその家族等からの生活全般に関する相談を実施しています。	充実	社会福祉課
ケアマネジメント*体制の整備	◎地域生活支援事業として、市内の6事業所（身体・知的・精神・児童の専門的機関及び社会福祉協議会）と契約し、相談支援窓口を設置しています。 ◎相談支援窓口では相談に無料で応じ、必要な情報提供や助言、サービス利用時の計画相談の作成を行っています。	継続	社会福祉課

(2) 総合的な生活支援サービス等の充実

家庭内や外出時の緊急通報に関する支援、医療費助成や各種手当等の経済的な自立支援、日中活動の場の充実を含めて、総合的な生活支援サービス等の充実を進めます。

施設に入所している人の地域生活への移行と定着を促進します。

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供体制の確保	◎障害を有する人一人一人の障害支援区分*に応じて、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを提供しています。 ◎障害支援区分認定を進め、必要に応じたサービス提供体制の確保に努めています。	継続	社会福祉課
障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の提供体制の確保	◎障害者総合支援法に基づき、地域生活支援事業を実施しています。 ◎地域生活支援事業については、無料（一部有料あり）で提供しています。	継続	社会福祉課
配食サービスの実施	◎買い物や食事の調理が困難な身体障害を有する方等に、昼食・夕食のお弁当の配食を行っています。 ◎障害者総合支援法に基づく障害を有する方へのアセスメント*を行い、必要な方へ配食を実施しています。	継続	社会福祉課

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
寝具乾燥サービス事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◎寝具の衛生管理が困難な在宅の身体障害を有する人等に、寝具乾燥を実施しています。 ◎寝具乾燥の生活支援サービスを提供することにより、自立と生活の質の確保を図っています。 	継続	高齢福祉課
障害者タクシー利用等補助事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◎障害を有する人の社会参加を促進するため、タクシー利用又はガソリン給付補助券を交付しています。 ◎タクシー利用・ガソリン補助のどちらでも利用できる補助券として、事業を実施しています。 	継続	社会福祉課
市内循環バスの利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> ◎乗車 100 円で利用ができる市内循環バスを運行しています。 ◎身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、運転手に手帳又は手帳アプリを提示された人とその付添いの人1名は料金を免除しています。 	継続	防災交通課
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◎身体障害者手帳の交付対象とならない聴力レベルが軽度、中等度児童に対し、補聴器の購入費等を助成しています。 	継続	社会福祉課
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◎小児慢性特定疾病児童に対して日常生活の便宜を図り、福祉の増進を図るために日常生活用具を給付しています。 	継続	社会福祉課
車椅子の貸出の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◎外出等で車椅子を必要とする人に短期間の車椅子の貸出を行っています。 	継続	社会福祉協議会
移送サービスの実施	<ul style="list-style-type: none"> ◎家族で送迎することが困難な高齢者や障害を有する人に対して、移送（運転）ボランティアの協力により病院や福祉施設等への移送を行っています。 	継続	社会福祉協議会
車椅子対応車両の貸出の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◎車椅子使用者等の移動のために車が必要な人に、車椅子対応車両を無料で貸し出しています。 	継続	社会福祉協議会

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
緊急通報システム事業の実施	◎身体上の疾患等により日常生活を営むことが困難と認められる者で、身体障害程度が1級～3級、一人暮らし、寝たきり等の高齢者に対し、緊急通報システムを設置することにより緊急時の対応及び日常生活の不安感の軽減を図っています。	継続	高齢福祉課
各種手当の支給の実施	◎障害のために生じる特別な負担への支援として、手当を支給し、福祉の増進を図っています。	継続	社会福祉課 児童課

(3) 多様な居住の場の充実

自宅や自宅以外の民間賃貸住宅、グループホーム等、本人の希望や障害の程度、家庭環境等に応じて、住まいを選択できるよう、多様な居住の場の充実を図ります。

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
尾張中部圏域の障害福祉の拠点施設の充実	◎「尾張中部福祉の杜」は、障害者総合支援法に基づき、施設入所・短期入所・生活介護等のサービスを提供しています。 ◎今後も圏域の障害福祉の拠点として、施設入所への支援とともに、短期入所や生活介護等のサービスを通じて、障害を有する方の在宅による地域生活支援の充実を図ります。	継続	社会福祉課

(4) サービスの質の向上

市、福祉施設及び当事者団体等関係機関が障害者支援協議会等を通じて連携し、各事業所におけるサービスの質を高める取組を促進します。

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
県の第三者評価事業の活用促進	◎県が「福祉サービス第三者評価事業」として、社会福祉法人等の提供するサービスの質を第三者機関が評価する事業を行っています。	継続	社会福祉課

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
相談支援やサービスの従事者の資質の向上	<p>◎障害者支援協議会等を通じて、関係機関の連携を図り、相談支援等に関する情報共有を図っています。</p> <p>◎相談支援やサービスに関わる従事者における資質の向上を図るため、今後も障害者支援協議会等を通じた関係機関の連携強化とともに、各種研修の充実や積極的な参加を促します。</p> <p>◎今後、障害者支援協議会や市町部会などを通じて、各相談支援機関の連携を図り情報共有や、相談対応の基盤づくりを目指します。</p>	継続	社会福祉課

(5) 福祉人材の養成・確保

相談窓口等に看護師、社会福祉士*、精神保健福祉士*及び介護福祉士等の専門職を配置し、専門性の高い相談等への対応に努めます。

専門職だけでなく、当事者によるピアサポート*やボランティア等幅広い福祉人材を確保し、福祉に携わる人材のすそ野を拡大していきます。

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
専門職の確保及び適正配置	<p>◎相談窓口には、必要に応じて発達障害支援指導者、社会福祉士、保健センターの保健師、看護師と連携を図っています。</p> <p>◎市が委託している相談支援事業所には、精神保健福祉士及び介護福祉士等の資格所有者が配置されており、専門性の高い相談等について連携を図っています。</p>	継続	社会福祉課
ピアサポートの充実	◎地域生活支援事業の自発的活動支援事業を通じて、ピアサポートの充実を検討します。	継続	社会福祉課
ペアレントトレーニング*事業の実施	◎地域の支援者がアドバイザーとなり、発達障害やその傾向にある子どもを持つ保護者、育児に不安がある保護者に対して、子どもとより良い関わり方を教え、日常の子育ての困りごとを解消することで、楽しく育児ができるよう「ペアレントトレーニング」を実施します。	継続	家庭支援課

7 スポーツ・文化・生涯学習活動の振興

障害者の生涯学習活動や文化芸術活動・スポーツ活動等への参加は、自身の健康増進や健康維持、リハビリテーションにも非常に効果的であるのに加え自立と社会参加を促進するだけでなく、生活の質の向上を図り、生きがいのある豊かな生活を送る上で大変重要なことです。加えて、活動を通じて障害のある人との人が共に活動することは、障害者に対する理解と認識を深める重要な役割を果たします。

今後も、障害の種別・程度にかかわらず、誰もが気軽に文化芸術活動、スポーツ活動、レクリエーション活動等に参加できるような機会の拡大を図り、障害者が参加しやすい環境を整えるとともに、障害者に対して各種活動に関する啓発・広報活動を行っていく必要があります。

障害者スポーツは、以前のリハビリの一環という考え方から、生活を豊かにするためのものへと広がってきており、パラリンピック等の競技性の高い障害者スポーツにおいては、アスリートの育成も推進されています。一方で、障害者の場合、介助者なしにスポーツに取り組むことは困難な場合があり、個別の力で介助者を確保することは限界があります。障害者がどのような文化・スポーツ活動をし、どのような支援を必要としているか把握し、障害者のニーズに応じた支援を行う必要があります。

（1）文化芸術活動等の充実に向けた社会環境の整備

障害の種別を越えた連帯やさまざまな人との交流を一層深め、社会参加を通じた生活の質（QOL）の向上を図るとともに、当事者の自己実現を図れるよう整備に努めます。

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
芸術・文化活動に対する支援	◎北名古屋市文化協会主催の文化祭の作品展等において、心身障害者福祉協会の芸術作品を展示します。	継続	生涯学習課

（2）スポーツに関する環境の整備、取組の推進

身近な地域の中でスポーツや活動を始める（又は継続する）きっかけや環境の整備・提供を推進します。

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
愛知県障害者スポーツ大会への出場者の取りまとめ	◎市内在住の障害者の同大会への出場の取りまとめを行い、障害者スポーツの振興を図ります。	継続	社会福祉課

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
全国障害者スポーツ大会への出場者の取りまとめ	◎市内在住の障害者の同大会への出場の取りまとめを行い、障害者スポーツの振興を図ります。	継続	社会福祉課
施設の無料開放の実施	◎障害者スポーツ充実のため、毎月第3土曜日をクローバーの日とし、体育館アリーナ（半面）及び多目的ホールについて、障害を有する人に無料開放しています。	継続	スポーツ課

（3）生涯を通じた多様な学習活動の充実

障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を、生涯に培っていくために、効果的な学習や支援の在り方を検討し、障害者の各ライフステージにおける学びを支援します。

主な取組・事業	取組・事業の内容	今後の展開	担当課
点字図書及び朗読CDの充実	◎点字図書は、作成ボランティアの協力と購入により毎年20冊程増加しています。	継続	生涯学習課
図書の郵送貸出の実施	◎身体障害者手帳1級～3級及び療育手帳A判定の交付を受けており、図書館に来館することが困難な方に、郵送貸出を実施しています。	継続	生涯学習課
生涯学習講座の開催と参加しやすい環境の整備	◎障害を有する人や高齢者でも参加しやすいように、東西庁舎間の無料シャトルバスが利用できる総合体育館や西庁舎コミュニティセンターで開催しています。 申込み方法については、はがきだけでなくインターネットでの応募システムを導入しています。さらに、インターネットの申込み方法簡略化のため、生涯学習講座情報紙に二次元バーコード等を記載し、応募しやすくしています。	継続	生涯学習課
体験活動支援バンクの充実	◎学校、保育園、地域の子ども会等からの依頼により、体験活動を支援するボランティアを紹介しています。	継続	生涯学習課

第5章 障害福祉サービス等の見込み量等

1 成果目標

第6期計画では、障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、令和5年度までの数値目標を設定しました。本計画ではこれまでの実績と本市の実状を踏まえ、新たに令和8年度末までの数値目標を設定することとします。

新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

第6期計画では、令和5年度末までに、元年度末現在の施設入所者の6%以上（9人）を地域生活へ移行することを目標としていましたが、令和4年度末までの地域生活への移行者は4名でした。

本計画では、国の指針に基づき令和4年度末時点における施設入所者（51人）の6%以上（4人）を令和8年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点における施設入所者を、令和4年度末時点から5%以上削減することを目標とします。

数値目標1：福祉施設入所者の地域生活への移行		
実績	令和4年度末現在の施設入所者数	51人
	令和4年度末までの地域生活移行者数 ^{※1}	4人
目標値	令和8年度末の施設入所者数	47人
	令和8年度末までの削減数 ^{※2}	4人
	令和8年度末までの地域生活移行者数	4人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築

精神障害を有する人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムを設置しました。本市では、引き続き、保健、医療、福祉等の関係者との連携を図りながら運用を進めていきます。

数値目標2：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		
目標値	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置	市で1か所
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催	1回以上
	保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	8人
	協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回
	令和8年度における地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）	1人

※¹ 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。

※² 令和8年度末までの削減数とは、令和6～8年度末までの地域生活移行者数から新規利用による施設入所者数を差し引いた数となります。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害者等の地域生活支援を推進する観点から、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みの構築が必要です。

本市では、地域生活支援拠点等が有する5つの機能（①相談、②緊急時の対応・受け入れ調整、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を充実させ、運用状況の検証等を引き続き進めていきます。

数値目標3：地域生活支援拠点等が有する機能の充実		
目標値	地域生活支援拠点等	圏域で設置
	地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置人数	2人
	地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	年1回以上
	地域生活支援拠点等の機能充実のための効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	実施
	強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握、支援体制の整備	実施

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

第6期計画では、令和5年度における年間一般就労への移行者数の目標を11人と設定していました。令和4年度の一般就労移行者数は23人となっています。

本計画では、国の指針に基づき、令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上（22人）にすることを目標とします。なお、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和3年度実績の1.31倍以上（23人）にすることを目標とします。

数値目標4：福祉施設から一般就労への移行		
実績	令和3年度の年間一般就労移行者数	17人
	就労支援を通じた一般就労移行者数	11人
	就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数	4人
	就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数	2人
目標値	令和8年度の年間一般就労移行者数	24人
	就労支援を通じた一般就労移行者数（就労移行支援）	15人
	就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数	6人
	就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数	3人

②就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合の増加

本計画では、国の指針に基づき、令和8年度末において就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を70%以上とすることを目標とします。

数値目標5：就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合		
目標値	令和8年度末の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	70%

③一般就労後の就労定着支援事業の利用者数の増加

本市の就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度末現在0人です。

本計画では、国の指針に基づき、令和8年度中の移行者数を令和3年度末実績の1.41倍（2人）とすることを目標とします。

数値目標6：一般就労後の就労定着支援事業の利用者数		
実績	令和3年度中の一般就労後の就労定着支援事業の利用者数	0人
目標値	令和8年度中の一般就労後の就労定着支援事業の利用者数	2人

④就労定着支援事業の利用率^{※3}及び就労定着支援事業所ごとの就労定着率

国の基本指針において、就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを目指すとされています。本市では、令和5年度現在市内に就労定着支援事業所がないため本目標値は設定しません。

※3 就労定着率：過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合。

（5）障害児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センター*の設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、市内又は圏域での児童発達支援センター設置を目指します。

②障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン*）推進体制の構築

障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターなどが、これまでの保育所・幼稚園・小学校などに加えて乳児院や児童養護施設の障害児を対象とした保育所等訪問支援を拡大するなど、保育所等訪問支援の充実を図りながら、令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市内又は圏域にそれぞれ3か所確保することを目指します。

④医療的ケア*児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

近年の医療技術の進歩等を背景に医療的ケア児は増加傾向にありますが、障害者通所支援事業所等で医療的ケア児を支援できる環境整備がされていないこと等により、医療的ケア児の受け入れ事業所等が少ない状況にあります。このため、障害児通所支援事業所等において医療的ケア児の受け入れが促進されるよう、必要な支援の提供が可能となる体制を整備する必要があります。

本市では、医療的ケア児とその家族を地域で支えられるよう、関係機関が連携を図るための協議の場を市で1か所設置しており、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、医療的ケア児のコーディネーターを8名配置済みであり、今後も継続した配置を行います。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

①基幹相談支援センターの機能の充実及び相談支援体制の強化を図るための体制の確立

総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う、基幹相談支援センターの機能の充実を図り、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の確立を図ります。

数値目標7：基幹相談支援センターの機能の充実及び相談支援体制の強化		
目標値	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	12件
	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	14件
	基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2回
	基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	2回
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人

②個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善及び取り組み実施のための障害者支援協議会の体制の確立

障害者支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な障害者支援協議会の体制の確立に努めます。

数値目標8：障害者支援協議会		
目標値	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1回
	相談支援事業所の参画による事例検討参加事業所	6事業所
	障害者支援協議会の専門部会の設置数	5部会
	専門部会の実施回数	12回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

①障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の指針に基づき、愛知県等が実施する研修への積極的な参加などによって障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

数値目標9：障害福祉サービス等の質の向上		
目標値	障害福祉サービス等に係る各種研修への市職員の参加人数	2人
	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	体制の構築
	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する実施回数	1回

2 障害福祉サービス等の見込み量

第6期計画では、障害者の自立支援の観点から、地域生活支援や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、令和5年度までの数値目標を設定しました。

本計画では、障害福祉サービス利用実績等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までのサービス量を以下のとおり見込んでいます。

(1) 障害福祉サービスの見込み量

①訪問系サービス

(ア) 居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障害のある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	108	106	133	148	165	184
利用時間（時間/月）	1,417	1,373	1,530	1,590	1,650	1,710

※令和5年度は見込み（以下同じ）。

※人/月：1か月当たりの利用人数（以下同じ）。

※時間/月：1か月当たりの利用時間（時間=人×一人当たり平均利用時間）（以下同じ）。

(イ) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護が必要である障害のある人に対して、ヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	7	8	19	22	25	28
利用時間（時間/月）	871	1,031	1,260	1,500	1,700	1,900

(ウ) 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等の外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	6	6	7	8	9	10
利用時間（時間/月）	80	81	88	92	96	100

(工) 行動援護

知的障害、精神障害によって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障害のある人に対して、ヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	4	5	7	9	11	13
利用時間（時間/月）	58	52	46	50	55	60

(才) 重度障害者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障害のある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	0	0	1	1	1
利用時間（時間/月）	0	0	0	300	300	300

②日中活動系サービス*

(ア) 生活介護

常時介護が必要である障害のある人に対して、主として昼間に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	191	201	215	228	241	255
利用時間（人日/月）	3,588	3,649	3,863	4,017	4,177	4,344

※人日/月：1か月当たりの利用日数（人日=人×一人当たり平均利用日数）（以下同じ）。

(イ) 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障害のある人に対して、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	0	0	1	1	1
利用時間（人日/月）	0	0	0	22	22	22

(ウ) 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障害・精神障害のある人に対して、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	7	8	2	3	4	5
利用時間（人日/月）	73	34	15	16	17	18
精神障害を有する人の数（人）	5	5	1	1	2	3

(エ) 就労選択支援

令和7年度より始まる、就労系サービスの利用意向がある障害者に対し、障害者本人が就労先の働き方についてより良い選択ができるよう、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理を行う手法（就労アセスメント）を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	△	△	△	△	1	1

(オ) 就労移行支援

一般企業への就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	51	69	41	45	50	55
利用時間（人日/月）	480	509	717	889	1,100	1,360

(カ) 就労継続支援（A型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	108	114	109	120	130	140
利用時間（人日/月）	1,695	1,921	2,183	2,466	2,786	3,148

(キ) 就労継続支援（B型）

年齢や体力の面で一般企業に雇用されることや就労継続支援A型を利用することが困難な人、就労移行支援事業を利用したものの一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに対して、一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	114	140	136	140	145	150
利用時間（人日/月）	1,535	1,932	2,211	2,240	2,320	2,400

（ク）就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対して、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活面の課題を把握し、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、企業や関係機関等との必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	12	12	13	14	15	16

（ケ）療養介護

医療と常時介護を必要とする人に対して、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	11	11	10	11	11	12

（コ）短期入所

居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

■福祉型短期入所

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	55	37	25	27	29	31
利用時間（人日/月）	216	165	156	171	188	206

■医療型短期入所

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	4	6	3	5	5	5
利用時間（人日/月）	2	2	7	10	10	10

③居住系サービス

(ア) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していった障害者で一人暮らしを希望する者等に対して、定期的に居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題は無いか、公共料金や家賃に滞納が無いか、体調に変化は無いか、通院しているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等の連絡調整を行うサービスです。

また、相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応や適時のタイミングで適切な支援を行います。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	0	0	1	1	1
うち精神障害を有する人の数	0	0	0	1	1	1

(イ) 共同生活援助（グループホーム）

就労している、もしくは就労継続支援等の日中活動を利用している障害のある人で、日常生活上の援助を必要とする人に対して、共同生活を営む住居（グループホーム）で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	75	90	91	100	105	110
うち精神障害を有する人の数	21	31	23	24	25	26

(ウ) 施設入所支援

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人又は生活介護の対象となっている障害のある人に対して、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	57	54	52	51	50	49

④相談支援

(ア) 計画相談支援

障害のある人又はその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障害のある人の心身の状況やおかれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	75	90	92	102	113	125

(イ) 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害のある人又は精神科病院に入院している精神障害のある人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/年）	0	0	0	2	2	2
うち精神障害を有する人の数	0	0	0	1	1	1

(ウ) 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障害者、地域生活が不安定な障害のある人などに対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/年）	0	0	0	2	2	2
うち精神障害を有する人の数	0	0	0	1	1	1

※ (イ) 地域移行支援、(ウ) 地域定着支援のサービスについて、第6期における利用者実績はありませんが、同様の支援を相談支援事業として取り組んでいます。

⑤発達障害者等に対する支援

保護者が子どもとより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラムを開催し、家族支援を行います。

また、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士等の、集まる場の提供や集まる場を提供する際の子どもの一時預かりなどを行います。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム* 等の支援プログラム等の 受講者数（人）	4	5	5	5	5	5
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム等の 支援者数（人）	1	1	1	1	1	1
ペアレントメンター*の 人数（人）	0	0	0	1	1	1
ピアサポートの活動への 参加人数（人）	1	1	1	1	1	1

(2) 地域生活支援事業の見込み量

本市では、障害のある人がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。各事業の実績と今後の見込みは以下のとおりです。

①相談支援事業

(ア) 障害者相談支援事業

障害のある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。

区分	実施か所数	第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施か所数	5	5	6	6	6	7
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
障害者支援協議会	実施か所数	1	1	1	1	1	1

(イ) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用するすることが有用であると認められる知的障害のある人又は精神障害のある人に対し、利用を支援することで障害のある人の権利擁護を図るサービスです。

区分	実施か所数	第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業実利用者数（人/年）	実施か所数	2	2	2	2	2	2

(ウ) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことのできる法人を確保できる体制の整備を進めます。

区分	実施か所数	第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業（実施の有無）	実施か所数	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施

②日常生活用具給付等事業

排せつ管理支援用具、情報・意思疎通支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）等の給付を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具 (件/年)	5	6	4	5	5	5
自立生活支援用具 (件/年)	19	13	12	15	15	15
在宅療養等支援用具 (件/年)	11	6	12	10	10	10
情報・意思疎通支援用具 (件/年)	22	23	44	40	40	40
排泄管理支援用具 (件/年)	1,762	1,859	1,582	1,750	1,800	1,850
居宅生活動作補助用具 (件/年)	2	0	0	1	1	1

③意思疎通支援事業

要約筆記奉仕員や手話奉仕員を派遣することにより、障害により意思疎通を図ることに支障がある障害のある人などとの意思疎通を仲介するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者 奉仕員派遣事業 実利用者数（人/年）	14	16	17	15	15	15
手話奉仕員派遣事業 実設置者数（人/年）	1	1	1	1	1	1

④奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人などとの交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術や要約筆記を習得した手話奉仕員の養成・研修を行う事業です。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳研修修了者 (人/年)	5	12	10	10	10	10
要約筆記研修修了者 (人/年)	0	6	0	5	5	5

⑤移動支援事業

屋外の移動が困難な障害のある人などに対して、社会参加や余暇支援を促進するためヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数（人/年）	64	68	73	70	75	80
延べ利用時間数（時間/年）	427	496	314	490	525	560

⑥地域活動支援センター事業

施設利用者に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター (市内施設利用分)	実施箇所数（か所）	2	2	2	2	2
	実利用者数（人/年）	20	25	19	20	20
地域活動支援センター (他市町施設利用分)	実施箇所数（か所）	11	10	2	10	10
	実利用者数（人/年）	17	17	12	15	15

⑦日中一時支援事業

障害のある人などの日中における活動の場を確保し、障害のある人などの家族の就労支援及び障害のある人などを日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数（か所）	30	34	32	32	33	34
実利用者数（人/年）	64	53	59	59	62	65

⑧訪問入浴サービス事業

通所による入浴サービスの提供を受けることが困難な在宅の身体障害のある人に対して、訪問入浴車での入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る事業です。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数（か所）	8	8	8	8	8	8
実利用者数（人/年）	12	11	12	12	12	12

⑨生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の人に、日常生活に関する支援や家事に対する支援を行う事業です。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数（人/月）	0	0	0	1	1	1

⑩社会参加支援事業

身体障害を有する人が就労等に伴い自動車運転免許を取得するため、自動車教習所において教習を受けるのに必要な経費の一部を助成し、自動車を取得する場合は、その自動車の改造に要する経費の一部を助成する事業です。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車改造費助成事業（人/年）	5	3	2	3	3	3
運転免許取得費助成事業（人/年）	0	0	0	1	1	1

⑪自発的活動支援事業

障害のある方や、その家族、地域の住民などが、障害のある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう社会的障壁を除去するための自発的な取り組みを支援するための事業です。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

⑫理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等への理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るための事業です。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(3) 児童福祉法上のサービスの見込み量

児童福祉法を根拠とする障害児を対象としたサービスは、通所・入所の利用形態の別により、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援・医療型児童発達支援）と障害児入所支援（福祉型・医療型）に分かれています。

障害児通所支援とその利用に必要となる障害児相談支援の内容と今後の事業量の見込みは以下のとおりです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所 実利用人員数（人/年）	41	37	33	40	40	40
認定こども園 実利用人員数（人/年）	6	7	8	10	10	10
放課後児童健全育成事業 実利用人員数（人/年）	42	51	48	50	50	50

①障害児通所支援

(ア) 児童発達支援

身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障害の特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障害児の家族を対象とした支援や保育所等の障害児を預かる施設の援助等にも対応します。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	96	143	142	140	145	150
利用時間（人日/月）	825	1,150	1,103	1,120	1,160	1,200

(イ) 放課後等デイサービス

就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等をすることにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	251	282	310	320	330	340
利用時間（人日/月）	1,880	2,048	2,300	2,350	2,400	2,450

(ウ) 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、療育支援員等が当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	0	1	2	2	2
利用時間（人日/月）	0	0	1	2	2	2

※ 一部市の独自事業として実施しています。（61 ページ）

(エ) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	0	0	1	1	1
利用時間（人日/月）	0	0	0	7	7	7

(オ) 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して、児童発達支援及び治療を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	3	3	1	2	2	2
利用時間（人日/月）	14	17	8	10	10	10

②相談支援

(ア) 障害児相談支援

障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害児通所支援を利用するすべての障害児に対して、障害児支援利用計画を作成するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	20	23	24	25	26	27

第6章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

障害者に関する施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、これら庁内各部署との連携を図りながら、計画を推進していきます。

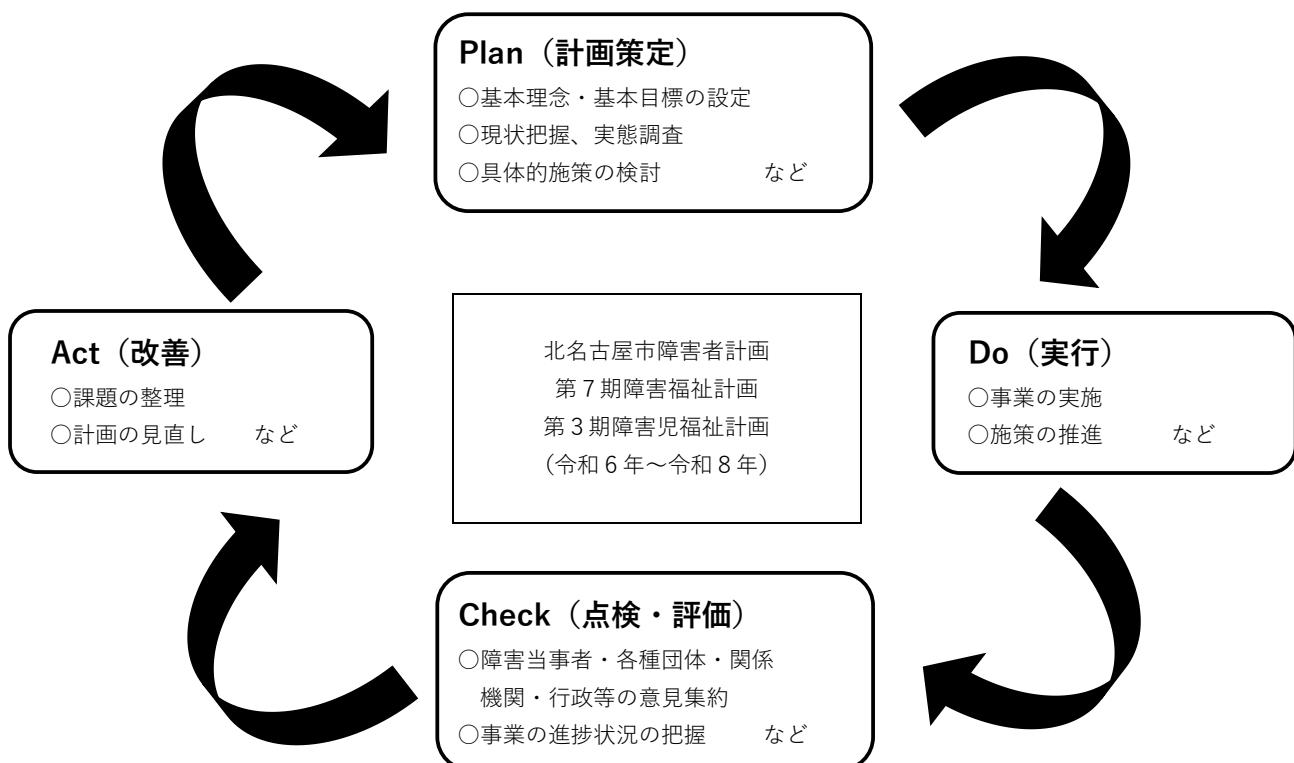
また、計画の実施にあたっては、障害者等、障害者団体、市社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、専門部会及びボランティア団体等と連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

さらに、基盤整備やマンパワーの確保等の課題解決に向けて、近隣の市町をはじめ、障害保健福祉圏域での広域対応や県との連携をさらに図ります。

2 計画の進捗管理

計画の点検・評価については、社会福祉課が中心となって施策の実施結果やサービス見込量に対する実績のとりまとめを行い、尾張中部福祉圏域障害者支援協議会等への報告及び意見聴取を通して計画の進捗状況を把握していきます。

また、計画の進行にあたっては、計画の進捗状況の定期的な点検・評価とともに、国の制度改革による福祉施策環境の動向を踏まえつつ、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果の高い取組へと繋げます。



資料編

1 計画の策定経過

開催日	会議等	審議内容等
令和5年6月2日（金）	第1回北名古屋市障害者計画等策定委員会	○北名古屋市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の概要について ○北名古屋市障害福祉計画等策定に係るアンケート調査の内容について
令和5年7月1日（土）～令和5年7月21日（金）	アンケート調査の実施	○障害者手帳所持者等1,000人を対象として、生活の実態や施策に対する要望、サービスの利用意向などを調査
令和5年8月4日（金）	ヒアリング調査	○障害を有する人及びその家族による障害者団体や市内障害者施設の代表者など16の団体等によりグループ形式でのヒアリング調査
令和5年8月30日（水）	第2回北名古屋市障害者計画等策定委員会	○北名古屋市障害者計画・障害（児）福祉計画策定に係るアンケート調査結果について ○北名古屋市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画骨子案について
令和5年11月2日（木）	第3回北名古屋市障害者計画等策定委員会	○北名古屋市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（素案）について
令和5年12月7日（木）～令和6年1月5日（金）	パブリックコメント	○市公式ホームページで計画案を公開し、メールなどで意見を集約
令和6年1月31日（水）	第4回北名古屋市障害者計画等策定委員会	○パブリックコメントの結果報告 ○北名古屋市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）について

2 北名古屋市障害者計画等策定委員会

(1) 北名古屋市障害者計画等策定委員会条例

平成 26 年 3 月 24 日

条例第 8 号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づき、北名古屋市における障害者及び障害児に関する総合的な計画（以下「計画」という。）を策定するため、北名古屋市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関する事項。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、20 人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 行政関係職員
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定完了までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて説明させ、又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年北名古屋市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

附 則（令和元年 10 月 1 日条例第 24 号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

（北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年北名古屋市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

(2) 北名古屋市障害者計画等策定委員名簿

No.	機関・団体・事業所名	職名	委員氏名
1	中部学院大学	教授	大藪 元康 (委員長)
2	医師会	医師	森 貞子 (副委員長)
3	歯科医師会	歯科医師	天野 錦治
4	薬剤師会	薬剤師	久保田 晶子
5	社会福祉法人 北名古屋市社会福祉協議会	会長	竹谷 久美子
6	北名古屋市民生委員児童委員協議会	会長	杉浦 恵子
7	北名古屋市心身障害者福祉協会	会長	海川 恒明
8	北名古屋市手をつなぐ育成会	代表	門出 百合子
9	特定非営利活動法人 太陽	理事長	佐藤 公伸
10	西春日井聴覚障害者協会	会長	大塚 千恵美
11	障害者相談支援センター杜の風（尾張中部圏域相談支援体制整備地域アドバイザー）	所長	安ノ井 宏隆
12	児童発達支援事業所 北名古屋市ひまわり西園	保護者会代表	知念 菜美
13	尾張中部障害者就業・生活支援センター	主任	吉田 隆行
14	愛知県清須保健所	健康支援課長	岩田 はるみ
15	愛知県立いなざわ特別支援学校	校長	柴山 めぐみ
16	北名古屋市立師勝東小学校	校長	加賀 祐一郎

3 用語解説

あ行	
愛知県広域災害・救急医療情報システム	医療機関の被災情報、支援情報を全国ネットで把握できる総合的な医療情報システムであり、迅速かつ適切な医療救護活動に活用されるものです。
愛知県中央児童・障害者相談センター	児童並びに身体障害を有する人、知的障害を有する人についての相談を受けている県の相談機関です。
愛知障害者職業能力開発校	障害を有する人を対象とする公共職業能力開発施設です。
赤ちゃん訪問員	生後4か月児未満の乳児を対象に家庭訪問を実施し、子育てに関する情報提供や母子の心身の状況、養育環境などを把握し、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供につなげる事業で、その活動員です。
アセスメント	利用者の希望や要望を把握し、問題の特定や解決すべき課題を把握することです。課題分析とも言います。
医療的ケア	たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいます。
インクルーシブ教育	ノーマライゼーション*の理念の浸透により、インクルージョン（包括教育）の推進が叫ばれるようになっています。「インクルーシブ教育」とは、「障害がある・障害がない」という2分法での分離型教育ではなく、違いを踏まえた上で、統合型の環境で両者の教育を進めていこうとするものです。
インクルージョン	包括、包含を意味します。 福祉分野においては、介護や障害などの有無を問わず、すべての人が差別なく受け入れられる社会のことを指し、社会的包摶ともいいます。
インスタグラム	写真や動画の共有に特化したソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、また、スマートフォンなどから同サービスを利用するためのアプリケーションソフトです。
ウェブアクセシビリティ	障害者や高齢者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できることです。 本市のホームページでは、JIS（日本工業規格）に基づく、「JIS X 8341-3：2016*」を採用しています。

あ行（続き）	
音楽療法（士）	<p>音楽療法とは、音楽を聞いたり演奏したりする際の生理的・心理的・社会的な効果を応用して、心身の健康の回復、向上をはかる事を目的とする補完代替医療（補完・代替医療）です。高齢者や障害児者のケアなどの現場で展開されています。</p> <p>音楽療法士は、音楽療法を用いてリハビリテーションを行います。民間や一部の地方公共団体で資格が出されており、現在の主流は日本音楽療法学会が認定している学会認定音楽療法士となっています。</p>

か行	
加配保育士	生まれつきの障害などで、他の児童と同じように保育園の生活を送ることが難しい子どもに、配慮を加え、生活を支える保育士です。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設です。
北名古屋市地域職業相談室	職業相談員による求人情報の提供や職業相談及び職業紹介等を行う場です。
北名古屋市地域福祉計画	<p>「地域福祉計画」は、社会福祉法に基づき市民が抱える様々な生活課題を福祉サービスや地域の支え合い活動によって解決していくための計画です。</p> <p>本市では令和4年度からの「北名古屋市第4期地域福祉計画」を策定する準備を進めています。また、本計画は北名古屋市社会福祉協議会が地域福祉に関する施策・事業をどのように推進するかを定める「地域福祉活動計画」と一体的に策定します。</p>
教育支援センター	何らかの心理的な理由が絡み合って登校できない小中学校の児童生徒及びその保護者を対象として、学校教育との連携の下で相談及び助言並びに指導を行い、不登校児童生徒の学校復帰を図るための機関です。（連絡先 教育相談用 0568-24-4152）
グループホーム	<p>障害者や認知症高齢者等が、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居です。障害者総合支援法においては、平成26年4月からケアホーム（共同生活介護）がグループホーム（共同生活援助）に一元化されたことにより、これまでケアホームのみで提供されていた「介護サービス※」がグループホームで提供されています。</p> <p>※入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助</p>

か行（続き）	
ケアマネジメント	生活困難な状態になり援助を必要とする利用者に対し、一人一人の希望や要望に沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できるさまざまな資源（保健・医療・福祉サービス）を最大限に活用して組み合わせ、調整することです。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。
言語聴覚士	ことばによるコミュニケーションや嚥下に問題がある方々に専門的サービスを提供し、自分らしい生活ができるよう支援する専門職のことです。
合理的配慮	障害を有する人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害を有する人の権利利益を侵害することとなるよう、社会的障壁の除去を実施する必要かつ合理的な配慮のことです。

さ行	
災害時要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人のことです。
作業療法士	食事、入浴等、日常生活に関わる全ての諸活動を通して、社会に適応できる能力の回復を図るための支援を行う専門職のことです。
児童コーディネーター	児童虐待や不登校、障害その他のあらゆる児童相談に応じ、子どもや保護者への情報提供や助言、支援を行うとともに、児童相談所、保育園や学校などとの連携や子育て支援、福祉サービスの調整役となる職員です。
児童発達支援センター	地域の障害のある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設のことです。
社会的障壁	障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。
社会福祉協議会	社会福祉活動を推進することを目的として、社会福祉法に基づいて設置される営利を目的としない民間組織です。
社会福祉士	「社会福祉士及び介護福祉士法」によって定められ、心身の障害又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障のある人の福祉に関する相談に応じ、関係機関との連携・調整その他の援助を行う専門職です。
就労支援	障害者総合支援法が定める事業の1つで、就労の機会を提供する「就労継続支援」と知識や能力の向上を図る「就労移行支援」があります。

さ行（続き）	
受診サポートブック	医療機関でのコミュニケーションを支援し、配慮の必要な人が安心して受診できるように、診察時に配慮してほしいことや、注意事項などを障害を有する人やその家族が事前に記入し、診察前に医療機関へ提出するものです。
手話言語・障害者コミュニケーション条例	正式名称は「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」で、平成28年10月に愛知県で制定された条例です。 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行うこと、手話言語の普及は、手話が独自の体系を有する言語であって、手話を使い日常生活又は社会生活を営む者が受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行うこと、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用することの重要性を認めるとともに、その選択の機会の確保及び利用の機会の拡大が図られることの3点を基本理念としています。
障害支援区分	障害福祉サービスの必要性を明らかにするための、障害を有する人の心身の状態を総合的に示す区分を言います。
障害児加配指導員	常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等のために、基準を上回る数の児童指導員のことです。
障害者差別解消法	国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律で、平成28年（2016年）4月1日に施行されています。
障害者職業センター	障害を有する人及び高齢者等の職業の安定等を図ることを目的に設置された独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害を有する人の雇用の促進と職業の安定のために設置、運営する施設です。各都道府県に1か所（愛知県をはじめ、5都道府県には2か所）設置されており、公共職業安定所等の関係機関と密接な連携の下、障害を有する人の就職に関する相談・支援、事業主に対する障害を有する人の受け入れや雇用管理に関する相談・援助等を専門的に行っています。

さ行（続き）	
障害者就業・生活支援センター	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、都道府県知事が指定する一般社団法人若しくは一般財団法人、社会福祉法人、NPO法人（特定非営利活動法人）等が運営する施設です。身近な地域で、就職や職場への定着にあたって就業面における支援と併せ、生活面における支援を必要とする障害を有する人を対象として、雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整を行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っていきます。
障害者支援協議会	障害者が安心して地域で生活できるように、関係機関がさまざまな支援の課題について情報を共有し、協議を行います。また、地域における支援体制を整備するために関係機関と連携し、課題解決を図ります。
障害者総合支援法	地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害を有する人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害保健福祉施策を講ずるための「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」で、平成25年（2013年）4月1日に施行されています。
障害者の権利に関する条約	障害を有する人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害を有する人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害を有する人の権利の実現のための措置等について定めた条約です。
障害者優先調達推進法	障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることを目的に、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めた「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」で、平成25年（2013年）4月1日に施行されています。
情報アクセシビリティ	情報の利用の壁（バリア）をなくし、すべての人が「情報を利用」「意思表示」をできるようにすることです。
自立支援医療 (精神通院、更生医療、育成医療)	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。対象者は、精神通院（統合失調症などの精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する方）、更生医療（身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる18歳以上の方）、育成医療（身体に障害を有する18歳未満の児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方）です。
スクールカウンセラー	心に悩みを持つ児童生徒及び保護者並びに教職員を対象に、精神医学・心理学等の専門的視野からの指導・助言を行う人材のことです。
生活習慣病	食生活、運動習慣、休養・喫煙・飲酒などの生活習慣がその発症・進行に関与する疾病群を言い、悪性新生物（がん）、脳血管障害、心臓疾患、高血圧、慢性気管支炎、肺気腫、脂肪肝、肝硬変、糖尿病などを指します。

さ行（続き）	
精神保健福祉士	精神障害を有する人の抱える生活問題や社会問題の解決のための援助とともに、社会参加に向けての支援活動を行う専門職のことです。
成年後見制度	成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が不十分な方々の財産管理や身上監護を家庭裁判所が選任した成年後見人等が行うことにより、本人の権利とくらしを守る制度です。

た行	
第一次救急医療施設	入院治療の必要がなく、外来で対処しうる帰宅可能な軽症患者に対応する救急医療を行う施設のことです。
第二次救急医療施設	入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療を行う施設のことです。
単独療育	母子通園と違い、児童を単独で預かって、療育を行うことです。
地域生活支援事業	地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条の規定に基づき、障害を有する人が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施するものです。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・住まい・生活支援・教育・就労などのサービスを切れ目なく提供できる連携体制のことです。
通級指導	小中学校の通常の学級に在籍している特別な教育的ニーズを有している子どもに対して、各教科等は在籍の学級で学びながら、障害の状態に応じた指導を特別の教育の場で行う指導形態です。
統合保育	障害の有無に関わらず、ともに育ち合う保育のことです。
特定健康診査	糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目し、これに該当する方や予備群を減少させるための特定の保健指導を必要とする方を的確に把握するために行う健康診査です。
特別支援員	発達障害を有する児童等の学校生活を支えたりする人材のことです。
特別支援学級	小学校・中学校等に置かれる、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のための学級です。
特別支援コーディネーター	特別支援教育に関して、学校内の関係者や関係機関との連絡・調整を行い、保護者に対する学校の窓口となる教員のことです。
特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設とも呼ばれる、公的な介護保険施設です。在宅での生活が困難になった要介護 3 以上（特例の要介護 1・2）の高齢者が入居でき、原則として終身に渡って介護が受けられる施設です。

な行	
ナチュラルサポート	職場において、障害を有する方の就労継続に必要なさまざまな援助を自発的又は計画的に提供するという意味で用いられてきた言葉です。現在では、地域社会の中での生活支援においても、国や自治体が制度に基づいて行う専門的なサービスに対して、ナチュラルサポートは、家族や隣人、市民によって自然に行われる支援という意味で使われ始めています。
難病	原因不明の難治性疾患を総称する一般用語で、「難病対策要綱」によれば、① 原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残す恐れが少くない疾病で、② 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的に負担の大きい疾病となっています。令和5年3月1日現在、指定難病は338疾病となっています。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害を有する人、精神障害を有する人等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。
日中活動系サービス	日中に施設に通うなどして、介護や訓練などを受ける、障害者総合支援法に基づくサービスのことです。
ノーマライゼーション	「障害を有する人等社会的な制限を受ける方を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにする」という考え方です。

は行	
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害*、学習障害*、注意欠如／多動性障害*その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が、通常、低年齢において発現する障害を言います。2005（平成17）年4月に、早期発見、ライフステージ（人生の段階的区分）に対応した発達支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにした発達障害者支援法が施行されました。
（発達障害より） 自閉症、アスペルガー症候群 その他の広汎性発達障害	自閉症は、「対人関係の障害」「コミュニケーションの障害」「活動や興味の偏り」の3つが特徴的な症状である障害です。知的障害を伴う場合もありますが伴わない場合もあります。知的障害のない人たちを高機能自閉症と呼びます。また、言語発達に遅れのない人たちをアスペルガー症候群と呼びます。これらはまったく別の障害ではなく、対人関係の障害やコミュニケーションの障害、活動や興味の偏りのあるところでは共通しています。自閉症を中心としたその周辺の対人的相互作用に困難さがある障害を総称して広汎性発達障害と言われています。

は行（続き）	
（発達障害より） 学習障害	学習障害（LD）は、基本的には知的発達に遅れがないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指します。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されていますが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではないと定義されています。
（発達障害より） 注意欠如／多動性障害	注意欠如／多動性障害（AD／HD）は、年齢や発達水準に相応しくないほどの不注意、多動性、衝動性を特徴とする行動の障害です。これら3つの特徴については、①集中できない、気が散りやすい、忘れっぽいなど（不注意）②落ち着きがない、座っていることができない、しゃべりすぎなど（多動性）③質問が終わらないうちに答えてしまう、順番が待てないなど（衝動性）の状態が見られ、家庭生活や学業、仕事などさまざまな場面で生じ支障をきたします。
発達障がい啓発隊	発達障害の子を持つ母親で結成された団体です。 発達障害のある人が普段どのように感じているかなど、疑似体験を通して理解を広める活動を行っています。
バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。 心身の障害などでハンディキャップのある人にとって、障壁（バリア）となる物理的（建物構造・交通機関などによる行動制限）、制度的（障害を欠格条項とし、資格取得に制限があるなど）、文化・情報面（点字・手話・音声案内・字幕・分かりやすい表示の不備）、意識（偏見や先入観）を取り除き、誰でも快適に過ごせる環境を整えることです。
ヒアリンググループ	聴覚障害を有する人用の補聴器や人工内耳を補助する放送設備のことです。
ピアサポート	障害を有する人等やその家族が互いの悩みを解消することや情報交換のできる交流会活動を支援することです。
避難行動要支援者台帳	障害などがあり、災害時に情報の把握、避難などの一連の行動に支援が必要な人を登録した台帳のことです。
福祉的就労	障害などにより、一般企業で働くことが難しい方が支援を受けながら働く場を提供する就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業のことです。
福祉避難所	地震や豪雨といった大きな災害が起こったときに、障害があるなどの理由で一般的な避難所での生活が困難な人たちのための配慮がされた避難所のことです。

は行（続き）	
ペアレントトレーニング	保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムです。当初、知的障害や発達障害のある子どもを持つ家庭向けに開発されましたが、現在は幅広い目的や方法で展開されています。
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムです。発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされています。
ペアレントメンター	自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。メンターは、同じような発達障害のある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができます。高い共感性に基づくメンターによる支援は、専門家による支援とは違った効果があることが指摘され、厚生労働省においても有効な家族支援システムとして推奨されています。
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（主に小学1～3年生が対象）を預かり、適切な遊びと生活の場を与え、その健全育成を図る事業です。
ボランティア	自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人々を指します。
ボランティアセンター	社会福祉協議会に設置され、地域でのボランティア活動がより活発に進められるようボランティアに関する相談や養成など、積極的にボランティア活動の場を提供する機関です。
ボランティア連絡協議会	北名古屋市内で活動しているボランティアグループが、それぞれの活動分野の枠を越えて、お互いに助け合い、活動の輪を広げ、地域福祉の向上を推進することを目的とした協議会です。

ま行	
まちづくり出前講座	市民の生涯学習を通じた「まちづくり」「仲間づくり」を手助けするため、指定された日時・場所に職員が出向いて、行政情報等を提供する講座です。
民生委員・児童委員	民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、社会奉仕の精神を持って、地域での生活上の問題、高齢福祉、児童福祉などの相談に応じたり、必要な援助を行う民間の奉仕者です。児童委員は、児童福祉法により民生委員が兼務し、児童に関するさまざまな事柄を把握し、児童健全育成の活動を行います。
メタボリックシンドローム	内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を併せ持った状態のことです。

や行	
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）です。
幼児健康診査事後教室	ことばの遅れ、人見知り、育児不安などがある親子を対象とする、保健師と保育士などによる親子教室です。
要約筆記	聴覚に障害がある人のために、その場で話されている内容を即時に要約して文字にすることです。ノートなどの筆記具を使うほか、OHPやパソコンを利用して、講義や談話などの内容をスクリーンに写し出すなどの方法があります。

ら行	
ライフステージ	人が生まれてから死ぬまでの各段階のことを言います。乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのことです。出生、入学、卒業、就職、結婚、子供の誕生、子供の独立、退職など人生の節目ごとに段階にも区分されます。
理学療法士	起き上がり、立ち上がり、歩行などの基本的な動作能力の回復を図るための支援を行う厚生労働大臣の免許を受けた専門職のことです。
リハビリテーション	「障害を有することにより、社会的な制限を受ける方に対する、あらゆる分野での総合的な支援」を意味します。医学的な問題に対する支援を医学的リハビリテーション、社会的な問題に対する支援を社会的リハビリテーションと言い、本計画は特に、障害を有する人の自立に必須となる社会的リハビリテーションの充実を目指すものです。
療育指導員	障害を有する子どもが、社会的に自立できるように取組む治療や教育に関する指導を行う職員のことです。
臨床心理士	カウンセラー、セラピスト、心理職などさまざまに呼ばれている心理学の専門家で、財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する資格の所持者です。

その他	
CMS	コンテンツマネジメントシステムの略称で、ウェブサイトのページ制作や更新、管理などの作業が簡易に効率的にできるように支援するシステムの総称です。
JIS X8341-3:2016	<p>JIS（日本工業規格）の一つです。</p> <p>JIS X8341-3の正式名称は、「高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ」といいます。この規格でいう「ウェブコンテンツ」は、ブラウザや支援技術などのユーザエージェントを介して利用者に提供されるあらゆるコンテンツを指し、ウェブサイト、ウェブアプリケーション、携帯端末などを用いて利用されるコンテンツ等を指します。</p> <p>JIS X 8341-3:2016は、障害のある人や高齢者を含む全ての利用者が、使用している端末、ウェブブラウザ、支援技術などに関係なく、ウェブコンテンツを利用できるようにすることを目的としています。</p>

北名古屋市障害者計画

第7期障害福祉計画

第3期障害児福祉計画

令和6年3月

発 行 北名古屋市役所

企画・編集 北名古屋市役所 福祉部 社会福祉課

〒481-8531 愛知県北名古屋市西之保清水田 15 番地

TEL 0568-22-1111 (代)

FAX 0568-24-0003
